

土木工事標準積算基準書

(運用編)

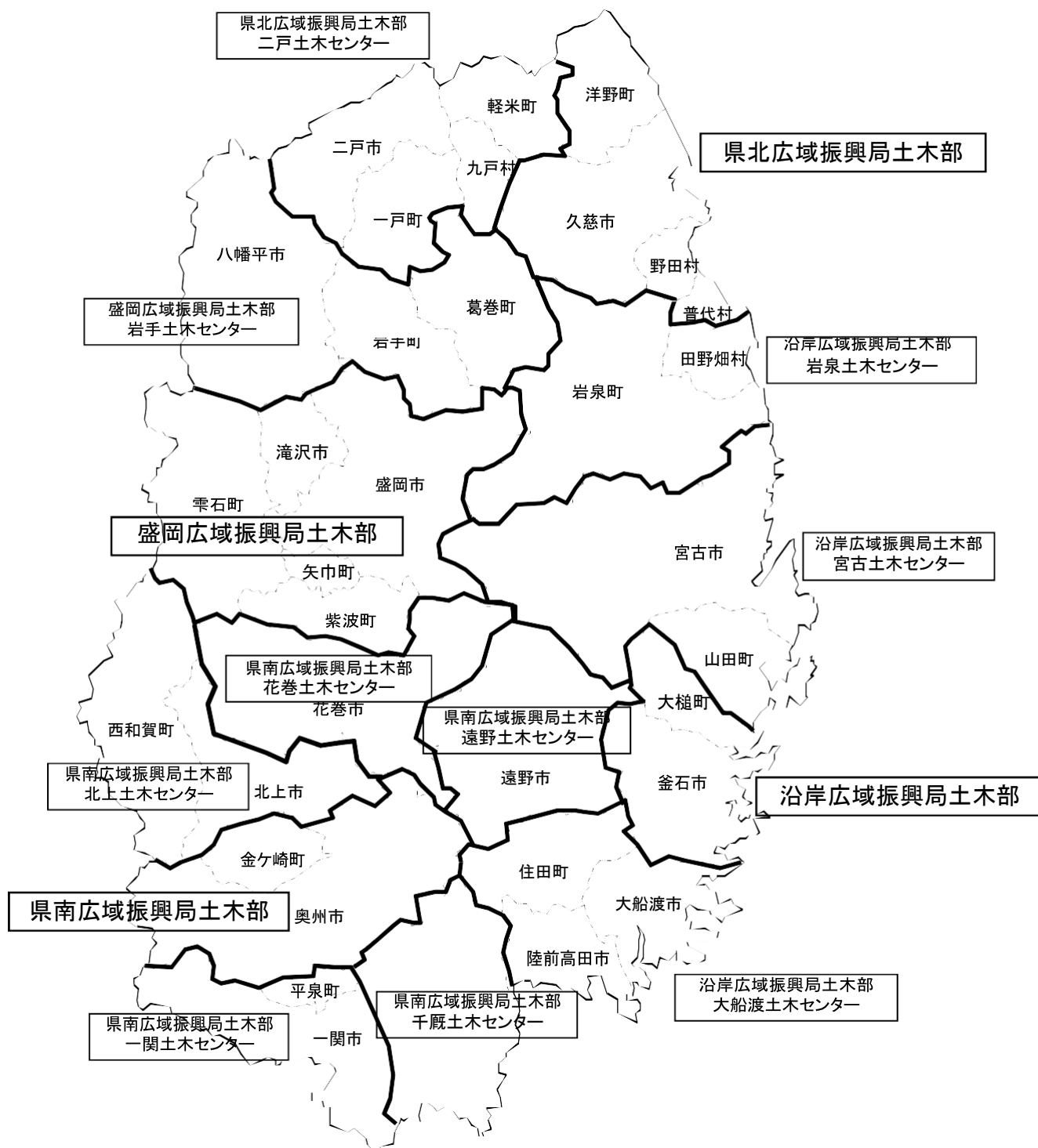
令和 8 年度

[令和 8 年 10 月 1 日以降適用]

岩 手 県 県 土 整 備 部

広域振興局土木部等の所管区域

※平成 26 年 4 月 1 日現在



積算基準運用

第Ⅰ編 総 則

第1章 総 則

第2章 工事費の積算

第4章 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整

第8章 時間的制約を受ける公共土木工事の積算

第13章 設計変更

第Ⅱ編 共通工

第1章 土工

第2章 共通工

第3章 基礎工

第4章 コンクリート工

第5章 仮設工

第Ⅲ編 河 川

第1章 河川海岸

第2章 河川維持工

第Ⅳ編 道 路

第1章 舗装工

第2章 付属施設

第3章 道路維持修繕工

第5章 トンネル工

第6章 道路除雪工

第7章 橋梁工

第Ⅶ編 電気通信

第1章 総則

注) 上記見出しの名称及び番号は、土木工事標準積算基準書（各編）に対応

第 I 編 総 則

第 1 章	総 則	I - 1 - 1
第 2 章	工事費の積算	I - 2 - 1
第 4 章	随意契約方式により工事を発注 する場合の間接工事費等の調整	I - 4 - 1
第 8 章	時間的制約を受ける公共土木 工事の積算	I - 8 - 1
第 13 章	設計変更	I - 13 - 1

第 1 章 総 則

- ① 適用の範囲等
 - 1 適用範囲 I-1-1
 - 2 設計書の作成 I-1-1

第1章 総 則

① 適用の範囲等

1 適用範囲

本土木工事標準積算基準書（運用）（以下、運用編という）は、岩手県県土整備部の河川工事、砂防工事、ダム工事、道路工事等の土木工事を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。

工事費の積算にあたっては、運用編によるほか、国土交通省土木工事積算基準（令和8年度版、（一財）建設物価調査会発行）（以下、国土交通省版という）によるものとし、令和8年10月1日以降入札公告に付する積算から適用する。（運用編については、令和8年10月1日以降入札公告に付する積算から適用）

ただし、この基準書によることが著しく不適当または困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。また、港湾工事や空港工事等については、別途定めによるものとする。

2 設計書の作成

設計書の作成にあたっては、目的とする工事を最も合理的に施工及び監督できるよう施工条件、施工管理、安全施工等に十分注意し、工法歩掛及び単価などについて調査研究を行い、明確に作成しなければならない。

第2章 工事費の積算

① 直接工事費		
1 設計材料単価の決定要領		I-2-1
2 歩掛付き見積を徴収した場合の決定要領		I-2-4
3 無償貸付機械の取扱い		I-2-4
4 冬期屋外工事の歩掛補正 (労務補正)		I-2-5
② 間接工事費		
1 共通仮設費		I-2-6
2 役務費		I-2-7
3 運搬費		I-2-7
4 現場管理費		I-2-9
③ 床堀及び埋戻部分の取扱い等		I-2-11
④ 工事日数の算定		I-2-13

第2章 工事費の積算

① 直接工事費

1 設計材料単価の決定要領

1) 目的

この要領は、工事施工に必要な材料の価格決定方法を示し、工事費の適正な積算に資することを目的とする。

2) 適用の範囲

この要領は、土木工事標準積算基準書（共通編）（岩手県県土整備部）に定める材料費の設計単価決定方法の補足を定めるものである。

ただし、この要領によることが著しく不適当または困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。

3) 単価見積りによる場合

- (1) 見積りは、原則として3社以上から徴収することとするが、できる限り多く（5社以上）から徴収し、最頻度価格（5社以上の見積りで概ね80%以上がほぼ同一価格の場合について）を採用することが望ましい。
- (2) 何らかの事情（メーカー、商社等の数が限定されている場合）により3社以下しか見積徴収ができない場合は、原則として平均価格を採用するが、1社だけ特別に高・低価格で他の見積価格と離れている場合は、その見積以外の平均価格を採用するものとする。
- (3) 1工事において、調達価格（材料単価×使用数量）が500万円以上又は、1材料単価が100万円以上のものは「特別調査」により決定することから、見積単価は採用しないこと。

注1) 最頻度価格が存在しない場合は、異常値を排除し平均値を採用する。

異常値とは、見積の平均価格に対して30%以上の差異（3社以下の場合の差異の算出は(2)によるものとする。）のあるものをいう。

注2) 見積の依頼は、次の見積条件を明示して依頼をするものとする。

- 製品名・規格（必要に応じて仕様書、図面等を添付）
- 使用数量（使用数量で単価が変動する資材もある。）
- 荷渡条件（現着・工場渡し等）
- 見積有効期限
- 実勢価格で依頼する。（定価ではないこと。）
- 消費税を含まない単価で見積もるよう依頼する。

4) 算出例

例-1 最頻度価格の場合

A社	57,000円/t	} ほぼ同一価格帯
B社	56,000円/t	
C社	55,000円/t	
D社	55,000円/t	
E社	55,000円/t	
平均値	55,600円/t	
許容範囲	$55,600\text{円/t} \times (\pm 30\%)$	
	38,920円/t ~ 72,280円/t	

価格帯	1	2	3	4	5	6	7
57,000円/t	☆						
56,000円/t	☆						
55,000円/t	☆	☆	☆				

採用

最頻度価格：55,000円/t

例-2 最頻度価格が存在しなくて異常値がある場合

A社	79,000円/t	→ 異常値として削除
B社	57,000円/t	} ほぼ同一価格
C社	57,000円/t	
D社	56,000円/t	
E社	56,000円/t	
F社	55,000円/t	
平均値	60,000円/t	
許容範囲	$60,000\text{円/t} \times (\pm 30\%)$	
	42,000円/t ~ 78,000円/t	

価格帯	1	2	3	4	5	6	7
57,000円/t	☆	☆					
56,000円/t	☆	☆					
55,000円/t	☆						

最頻度価格が存在しないため平均価格とする。

$$\{(57,000 \times 2) + (56,000 \times 2) + 55,000\} \div 5 = 56,200\text{円/t}$$

例-3 3社以下しか見積りが徴収できない場合

○直近上位・下位との価格差が30%未満の場合

A社	59,000円/t
B社	57,000円/t
C社	55,000円/t
上位との差	$(57,000 \times 30\%) + 57,000 = 74,100\text{円/t}$
下位との差	$57,000 - (57,000 \times 30\%) = 39,900\text{円/t}$
価格差が30%未満のため、A・B・C社の平均価格とする。	
	$(59,000 + 57,000 + 55,000) \div 3 = 57,000\text{円/t}$

○直近上位との価格差が30%以上ある場合

A社	78,000円/t	→ 異常値として削除
B社	57,000円/t	
C社	53,000円/t	
上位との差	$(57,000 \times 30\%) + 57,000 = 74,100\text{円/t}$	
価格差が30%以上あるため、A社を異常値として削除。B・C社の平均価格とする。		
	$(57,000 + 53,000) \div 2 = 55,000\text{円/t}$	

○直近下位との価格差が 30%以上ある場合

A 社 57, 000 円/t

B 社 53, 000 円/t

C 社 33, 000 円/t → 異常値として削除

下位との差 $53, 000 - (53, 000 \times 30\%) = 37, 100$ 円/t

価格差が 30%以上あるため、C 社を異常値として削除。A・B 社の平均価格とする。

$(57, 000 + 53, 000) \div 2 = 55, 000$ 円/t

※ 直近上位・下位、両方との価格差が 30%以上ある場合は、残り 1 社だけの見積価格を採用せず、見積条件を確認して再度、見積を徴収するものとする。

5) 端数調整方法（平均価格を採用した場合）

見積りによる場合で、平均価格を採用する場合の端数調整方法はつぎのとおりとする。

① 生コンクリート 50 円単位 (m³@)

00～49 円→00 円

50～99 円→50 円

② As 合材、石材・骨材 50 円単位 (t・m³@)

00～49 円→00 円

50～99 円→50 円

③ 鋼材・棒鋼 500 円単位 (t@)

000～499 円→000 円

500～999 円→500 円

④ その他一般資材、市場単価 価格により切捨

価格 < 1, 000 円 → 円単位

1, 000 円 ≤ 価格 < 10, 000 円 → 10 円単位

10, 000 円 ≤ 価格 → 100 円単位

なお、一方の資料のみの掲載品目等については、その価格を採用し、端数処理を行わない。ただし、円単位とし小数点以下は切り捨てとする。

6) 設計材料単価の改定基準

(1) 用語の定義

① 「主要材料」とは、「アスファルト合材」「生コンクリート」「鉄筋コンクリート用棒鋼」「石材」をいう。

② 「一般材料」とは、主要材料以外をいう。

(2) 単価の改定

① 別に定める「土木関係設計単価表」（岩手県県土整備部）の全面改定の時期は、年 2 回（4 月と 10 月；ただし、資材価格に変動が無い場合は 10 月調査は実施しない。）とする。

② 「土木関係設計単価表」（岩手県県土整備部）の全面改定時期以外の材料単価改定の管理基準は、次の通りとする。

- ・物価資料に掲載されている単価を基に設定した単価の改定は、単価適用する月の前月号の物価資料と単価表記載単価を比較し、原則として変動が生じた都度行う。
- ・主要材料のうちアスファルト合材、生コンクリート及び石材については、市場価格の変動が著しいため、各資材の規格毎に単価変動を確認し、1 規格でも変動が生じた場合は、当該資材の地区内全規格を単価改定する。・・・※
- ・県の独自調査で設定した単価が、物価資料に新規に追加された場合は、物価資料に掲載された単価を採用する。この場合は、上記※の運用の対象とはしない（廃止の場合も同様）。

③ 設計材料単価については、現状の建設資材の需給動向等に十分留意のうえ、施工地域の実態に即した、適正な実勢単価の把握に努め、迅速に積算に反映するものとし、次により改定すること。

- ・物価資料による場合は、当該月の物価資料掲載価格と連動した単価とする。
- ・特別調査による場合は、調査の都度その結果をもとに改定する。
- ・見積による場合は、見積有効期間を配慮のうえ改定するものとするが、社会情勢の変化等により資材の急激な価格変動に対しては、新たに見積を徴収するものとする。

2 歩掛付き見積を徴収した場合の決定要領

- 1) この要領は、土木工事標準積算基準書に掲載されていない歩掛について、見積を徴収した場合の決定方法を示し、工事費の適正な積算に資することを目的とする。
- 2) 歩掛付き見積を徴収した場合は、合計金額で異常値を排除した平均の直近下位の価格となる歩掛を採用する。異常値とは、合計金額の平均価格に対して 30%以上の差異のあるものをいう。ただし、3社しか見積徴収できない場合の異常値は、直近上（下）位との価格差が 30%以上のものをいう。
なお単価は、県設定単価がある場合は県設定単価とし、無い場合は物価資料若しくは見積単価の最頻度価格もしくは平均単価を採用する。
- 3) 見積価格のバラツキが大きい等、前記 2) により歩掛を採用することが不適当と認められる場合は、本庁担当課と協議の上決定する。

3 無償貸付機械の取り扱い

1) 機械管理費の計上方法

貸付機械の管理費は、供用日当たりで金額が定められており、これを単価表に計上することを原則とする。その計上方法は以下のとおりとする。

$$1 \text{ 時間当たり単価} = \frac{\text{供用日 1 日当たり機械管理費}}{\text{供用日当たり運転時間}} + 1 \text{ 時間当たり現場修理費}$$

(例) 散水車（タンク容量 5,500～6,500ℓ）

$$1 \text{ 時間当たり単価} = \frac{901}{3.1} + 131 \approx 421.6 \cdots \cdots a$$

なお、貸付機械調書に計上する日数は、工程表等を参考として定めるものとする。

2) 無償貸付機械評価額の計上方法

無償貸付機械を貸付けするときは、「無償貸付機械評価額」を共通仮設費及び現場管理費の対象金額とし、共通仮設費算出のための対象額の範囲は、直接工事費＋仮設費＋事業損失防止施設費に含まれる無償貸付機械評価額とする。また現場管理費については対象純工事費とする。

ただし、一般管理費の対象額にはしないものとする。

① 無償貸付評価額とは

（無償貸付機械と同機種、同形式建設機械損料額）－（当該機械の設計に計上された経費）

② 当該機械の設計に計上された経費とは

設計に計上された現場修理費及び機械管理費

③ 設計方法

設計に計上された現場修理費及び機械管理費

$$\text{評価額} = \left\{ \begin{array}{l} 1 \text{ 時間当り} \\ \text{機械損料額} \end{array} - \left[\frac{\text{供用日 1 日当たり機械管理費}}{\text{供用日当たり運転時間}} + \frac{1 \text{ 時間当たり}}{\text{現場修理費}} \right] \right\} \times \text{総実働時間}$$

※ 機械損料額は、当該地区（A、B地区）の損料額

(例) 散水車（タンク容量 5,500～6,500ℓ）、総実働時間 100 時間
（A地区の場合）

$$\text{評価額} = \left\{ 2,230 - \left[\frac{901}{3.1} + 131 \right] \right\} \times 100 = 180,835 \text{ 円}$$

4 冬期屋外工事の歩掛補正（労務補正）

積雪寒冷地における冬期施工の屋外工事について、降雪、低温に伴う採暖時間の増加、昼時間の減少等による実作業時間の短縮に対して、冬期施工屋外工事の歩掛補正を行うものである。

- 1) 冬期屋外工事の歩掛補正は、11月1日以降が工事着手日となる工事で、12月1日から3月31日までの期間が全工期の2分の1を越える工事について補正の対象とする。

ただし、下記工種については適用しないものとする。

- ① 主体工事がトンネル坑内作業のもの、工場製作、その他屋内作業と認められる工事、または冬期施工が前提となっている非補正工事と補正対象屋外工事とを混合して発注する場合、主体工事が屋外工事となる場合を除き適用しないものとする。
- ② 除雪、排雪、コンクリート防寒養生、その他屋外作業であっても、冬期条件下で施工することが前提となっている工事。

- 2) 歩掛補正は、屋外労務作業に従事する作業員を対象に行うものとし、冬期の特殊条件に対し必要となる保温養生費、除排雪等は、本補正とは別途に必要額を積算するものとする。

なお、機械作業については、運転手の労務費についてのみ補正するものとする。

- 3) 歩掛の補正は、岩手県全域に対して期間別に次表の割増率を適用するものとする。

※実工期を工期として算出する

工期末 工期始	冬期補正率 (%)			
	12月	1月	2月	3月
11月	0	2	2	2
12月	2	3	3	2
1月		4	4	2
2月			3	2
3月				0

- 4) 設計変更等により工期に伸縮を生じる場合の補正率は、原則として当初設計の補正率によるものとする。ただし、当初補正率により補正することが著しく不適当な場合については、本庁担当課と協議の上処理するものとする。

なお、対象工事の繰り越しを行った場合の歩掛補正については、3月31日までの出来高に対して補正するものとし、施工時期が3月31日を超える出来高については、歩掛補正の対象としないものとする。

- 5) 橋梁工事等における製作・架設が一体となった工事で、架設が主体工事となる場合には、架設のみを対象として歩掛補正をするものとする。

- 6) 主体工事が屋外作業で歩掛補正の対象となる工事と屋内作業が混在する場合にあっては、歩掛補正の対象期間は、屋外作業の開始の日から屋外作業の終了の日までとする。

- 7) 歩掛補正は、労務費に対して補正するものとし、次式により冬期補正労務費を算出し、積算するものとする。

冬期補正設計労務単価＝基本設計労務単価×（1＋冬期補正率）

※補正労務単価は端数処理を行わず、1円未満は切り捨てる。

- 8) 冬期屋外工事の歩掛補正については、債務負担工事（国庫補助、県単）及び発注前に繰り越し手続きを終了し、発注時点より工期が翌年度に繰り越す工事には適用しないものとする。

② 間接工事費

1 共通仮設費

1) 支給品の取り扱い

支給する下記品目は共通仮設費及び現場管理費の対象外とする。

- (1) 現場製作の根固め及び消波ブロック。
- (2) 同一工事現場内で発生する鋼矢板、タイロッド、付属金物類の支給。
- (3) 道路除雪で支給する吹きだめ柵、スノーポール類。

2) 単独発注の場合の間接費の適用区分

- (1) 河川、海岸、砂防工事の工事用道路を単独発注する場合の間接工事費の適用工種区分は「道路改良工事」とする。
- (2) 維持修繕、交通安全工事等を単独発注する場合の間接工事費の適用工種区分は、次表の通りとする。

工 種	適 用 工 種	摘 要
道路照明灯設置	道路維持	※バイパス等交通の影響を受けない場所での工事は「道路改良」を適用する
道路植樹工	〃	※ 同上
ロックネット張工	道路改良	
消雪パイプ設置	〃	
歩道設置	〃	
側道橋架設	鋼橋架設工事	
横断歩道橋架設	〃	

(注) 道路改良を適用する消雪パイプ設置は、路面下に埋設される配管が主たる工事の場合であり、設備工事等が主たる工事となる場合の適用工種は、工種により電気通信編または機械編を適用すること。

3) 橋梁工事における間接工事費の取り扱い

橋梁支承材料費（既製品）における間接工事費等の取り扱いは、次のとおりとする。

橋種	発注形態	名称	材 質	間接工事費		間接工事費 (工場製作)		一般管理費等	備考
				共 通 仮設費	現 場 管理費	間 接 労務費	工 場 管理費		
鋼 橋	工場製作	支承	鋼製・ゴム	×	×	×	×	○	
	架設工事		鋼製・ゴム	×	×	×	×	○	
P C 橋	架設工事		ゴム	○	○	○	○	○	

4) P C床版における間接工事費の取り扱い（H19.5.29 建技第108号）

「間接工事費等の項目別対象表」の桁等購入費の類似品として取り扱い、現場管理費及び一般管理費の対象とする。

P C床版をP C桁の類似品として取り扱うもので、これ以外の製品は類似品として取り扱うことがないよう注意のこと。

5) スクラップ控除額の間接工事費の取り扱い

スクラップ控除額は、全間接費の対象としない。

システムにおいては管理費区分を「9」（全ての間接費の対象にしない場合）とする。直接工事費は、スクラップを控除した額になるが、間接費の対象額はスクラップを控除する前の直接工事費が対象額になるため。

2 役務費

1) 借地料及び電力基本料金

プラント敷地等の借上料、電力の基本料金は、役務費に計上するものとし、発注者側の原因により工期の延長または増工による延長等に伴う借上料、基本料金の増も考慮して良い。

3 運搬費

1) 機械損料の地域補正

請負工事機械経費積算要領第5（機械損料の補正）に掲げる、機械の輸送費の算定の基礎となる機械の所在場所は、以下を標準とする。ただし、特別な理由により、適用することが著しく適正を欠くと認められる場合は、この限りではない。

1) 機械の所在地

(イ) 所在地区分1

所 在 地	豪雪地域区分
東 京	A

(ロ) 所在地区分2

所 在 地	豪雪地域区分
仙台市	A
新潟市	B

(ハ) 所在地区分3

所 在 地	豪雪地域区分
仙台市、郡山市、いわき市	A
青森市、八戸市 盛岡市 秋田市 山形市、酒田市、鶴岡市 福島市 新潟市	B

(ニ) 所在地区分4

所 在 地		豪雪地域区分
管 内 全 市	宮城県（下記所在地を除く市） 福島県（下記所在地を除く市）	A
	青森県全市 岩手県全市 宮城県（栗原市、大崎市、白石市） 秋田県全市、山形県全市 福島県（福島市、喜多方市、会津若松市）	B

注）豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項の規定により指定された地域をB地区、その他の地域（標準地域）をA地区と記載する。

2) 施工地区の豪雪地域補正

豪雪地域補正の適用の考え方は以下のとおりとする。

- ① 輸送の基地がA地区である場合は、A地区の損料を採用する。
- ② 輸送の基地がB地区で、A地区において稼働する場合はA地区の損料を採用する。

なお、除雪作業に使用する機械やトンネル工事で使用する機械のように積雪によって機械の稼働率の低下をもたらさない場合等は、豪雪地域補正は行わない。

3) 運搬費積上対象機械

運搬費の積上計上を要する機械は「土木工事標準積算基準書（共通編）」によることを原則とする。

4) 人口集中地区（D I D地区）の確認

人口集中地区（D I D地区）に該当するかどうかは、総務省統計局のホームページ等から適宜確認すること。

（参考1：総務省統計局の統計地理情報システム「地図で見る統計（jSTAT MAP）」から確認）

以下 URL から地図を表示し、「行政界」タブから「人口集中地区」を選択する。

<https://jstatmap.e-stat.go.jp/trialstart.html>

（参考2：国土地理院「地理院地図」から確認）

以下 URL の「地理院地図」を表示し、画面左側の「地図を選択」から、「地図の種類」>「その他」>「他機関の情報」>「人口集中地区」を選択する。

<http://www.gsi.go.jp/gis.html>

1) 補正対象範囲

1) 補正対象範囲

4 級地

 補正対象外となる地域

正対象外となる地域

平成 22 年 1 月 1 日現在

The map displays the following municipalities in Gunma Prefecture as of January 1, 2010:

- 旧種市町
- 軽米町
- 旧大野村
- 二戸市
- 久慈市
- 九戸村
- 山形村
- 葛巻町
- 岩手町
- 普代村
- 野田村
- 田野畑村
- 旧安代町
- 一戸町
- 旧浄法寺町
- 旧松尾村
- 旧西根町
- 旧滝沢村
- 旧玉山村
- 盛岡市
- 矢巾町
- 紫波町
- 旧石鳥谷町
- 旧大迫町
- 旧宮守村
- 遠野市
- 住田町
- 旧江刺市
- 水沢市
- 旧前沢町
- 旧衣川村
- 平泉町
- 旧東山町
- 旧千蔵町
- 旧室根村
- 旧藤沢町
- 旧花泉町
- 一関市
- 旧湯田町
- 旧沢内村
- 花巻市
- 北上市
- 金ヶ崎町
- 旧胆沢町
- 旧江刺市
- 旧大東町
- 陸前高田市
- 釜石市
- 大槌町
- 山田町
- 宮古市
- 旧新里村
- 旧川井村
- 旧田老町

Shaded areas (excluded regions) include:

- 旧田老町
- 宮古市
- 山田町
- 大槌町
- 釜石市
- 陸前高田市

2) 冬期率の計算例

補正対象工事の考え方は以下のとおりとし、冬期率の計算例を図示する。

- ①工期が単年度か複数年度かに関わらず適用する。
- ②いわゆるゼロ国債工事、ゼロ県債工事における工事初期の冬期間には適用しない。
- ③複数年債務工事における工事初期の冬期間には適用しない。
- ④実工期を工期として算出する。
- ⑤下記例に無い事例（12月契約の債務工事や、繰越見込みで発注する工事など）の適用については、工事初期の冬期間に現場が稼働する見込みかどうか工事内容により個別に判断するものとする。

例1 工期が9/1～3/15の場合

8/31	9/1	12/1	3/15
契約	工期(始期)		工期(終期)
非冬期日数		冬期日数	
91日間		105日間	
工期 196日間			
冬期率 105／196＝0.536			

例2 工期が3/21～10/31のゼロ県債工事の場合

3/20	3/21	4/1	10/31
契約	工期(始期)		工期(終期)
非冬期日数		非冬期日数	
11日間		214日間	
工期 225日間			
冬期率 0			

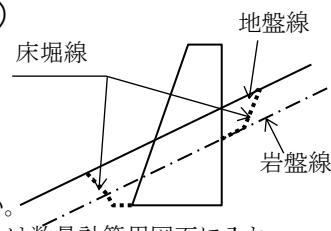
例3 工期が3/21～3/15のゼロ県債工事の場合

3/20	3/21	4/1	12/1	3/15
契約	工期(始期)			工期(終期)
非冬期日数		非冬期日数		冬期日数
11日間		244日間		105日間
工期 360日間				
冬期率 105／360＝0.292				

例4 工期が3ヵ年にまたがるの債務工事（2月議会契約）の場合

3/20	3/21	4/1	12/1	4/1	12/1	3/15
契約	工期(始期)					工期(終期)
非冬期日数	非冬期日数	冬期日数	非冬期日数	冬期日数		
11日間	244日間	121日間	244日間	105日間		
工期 725日間						
冬期率 $226/725=0.312$						

③ 床堀及び埋戻部分の取扱い等 (H18. 2. 15 建技第 723 号)



1 床堀及び埋戻

(1) 床堀勾配及び数量の明示

ア. 設計書

(ア) 図面

: 床堀線 (床堀勾配) は明示しない。
ただし、原稿 (方眼紙) 図面または数量計算用図面に入れる。(数量計算に必要とするため)
: 数量を明示する。

(イ) 設計内訳書、単価表

イ. 契約設計書 (縦覧図書)

(ア) 図面

: 床堀線 (床堀勾配)、数量とも明示しない。

(イ) 工事数量総括表

: 数量を明示しない。(1 式表示とする。)

ウ. 入札時 (見積) 参考資料

(ア) 図面

: 添付しない。(契約設計書図面に同じ)

(イ) 設計内訳書、単価表

: 数量を明示する。

(2) 岩着部分の埋戻コンクリート

ア. 設計書

(ア) 図面

: 埋戻線の高さのみ明示する。(または特記仕様書に明示する。)
巾・断面は明示しない。

(イ) 内訳書、単価表

: 数量を明示する。

ただし、岩盤線を変更しない限り、施工で数量が増減しても変更しない。

イ. 契約設計書 (縦覧図書)

(ア) 図面

: 設計書図面に同じ。

(イ) 工事数量総括表

: 数量を明示しない。(1 式表示とする。)

ウ. 入札時 (見積) 参考資料

(ア) 図面

: 添付しない。(契約設計書図面に同じ)

(イ) 設計内訳書、単価表

: 数量を明示する。

(3) 岩盤線の明示及び岩盤線の変更の取扱い

ア. 岩盤線は、設計書、契約設計書 (縦覧図書) とも明示する。

イ. 岩盤線が変更の場合は、数量の変更を行う。

2 砂防ダムの場合の岩盤線及び掘削線

ア. 岩盤線及び掘削線は、設計書、契約設計書 (縦覧図書) とも図面に明示する。

イ. 数量は、設計内訳書及び工事数量総括表ともを明示する。

ウ. 岩盤線及び掘削線が変更の場合は、数量の変更を行う。

3 足場工及び支保工の数量明示

(1) 設計書

ア. 図面

: 必要に応じ添付する。

イ. 内訳書、単価表

: 規格、数量を明示する。

(2) 契約設計書 (縦覧図書)

ア. 図面

: 添付しない。

イ. 工事数量総括表

: 明示しない。(1 式表示とする。)

(3) 入札時 (見積) 参考資料

ア. 図面

: 設計書に添付した場合は、参考図として添付する。

イ. 設計内訳書、単価表

: 規格、数量を明示する。

4 水替え

(1) 設計書

ア. 仮締切

- (ア) 図 面 : 明示する。(構造図等必要な図面を添付する。)
- (イ) 設計内訳書・単価表 : 規格、数量を明示する。

イ. ポンプ排水

- (ア) 図 面 : 設置箇所等必要に応じ明示する。
- (イ) 設計内訳書・単価表 : 据付・撤去台数、規格、運転日数を明示する。

ウ. 水替とい等

- (ア) 図 面 : 明示する。(構造図等必要な図面を添付する。)
- (イ) 設計内訳書・単価表 : 規格、数量を明示する。

(2) 契約設計書(縦覧図書)

ア. 仮締切

- (ア) 図 面 : 明示しない。
- (イ) 工事数量総括表 : 明示しない。(1式表示とする。)

イ. ポンプ排水

- (ア) 図 面 : 明示しない。
- (イ) 工事数量総括表 : 明示しない。(1式表示とする。)

ウ. 水替とい等

- (ア) 図 面 : 明示しない。
- (イ) 工事数量総括表 : 明示しない。(1式表示とする。)

(3) 入札時(見積)参考資料

ア. 仮締切

- (ア) 図 面 : 明示する。(構造図等必要な図面を添付する。)
- (イ) 設計内訳書・単価表 : 規格、数量を明示する。

イ. ポンプ排水

- (ア) 図 面 : 設置箇所等必要に応じ明示する。
- (イ) 設計内訳書・単価表 : 据付・撤去台数、規格、運転日数を明示する。

ウ. 水替とい等

- (ア) 図 面 : 明示する。(構造図等必要な図面を添付する。)
- (イ) 設計内訳書・単価表 : 規格、数量を明示する。

5 交通誘導員

(1) 設計書

- 設計内訳書・単価表 : 数量を明示する。

(2) 契約設計書(縦覧図書)

- 工事数量総括表 : 数量を明示しない。(1式表示とする)
ただし、配置箇所(または箇所数)、配置期間等を指定する場合は、施工条件明示する。

(3) 入札時(見積)参考資料

- 設計内訳書・単価表 : 延べ日数を明示する。

6 その他

(1) 資材の規格、仕様及び土工における土質、地質区分

設計内訳書(設計書、入札時(見積)参考資料)及び工事数量総括表とも明示する。

ただし、図面または特記仕様書に明示されている場合は、工事数量総括表の明示を省略することができる。

(2) 土砂等の運搬距離

設計内訳書(設計書、入札時(見積)参考資料)及び工事数量総括表とも明示する。

ただし、施工条件明示一覧表または特記仕様書に明示されている場合は、工事数量総括表の明示を省略することができる。

(3) その他

ア. 入札時(見積)参考資料における数量明示は、設計内訳書または単価表のいずれか一方に明示することで足るものとする。

イ. 設計書に添付し、契約設計書(縦覧図書)に添付を省略した図面は、参考図として入札時(見積)参考資料に添付することを原則とする。

ウ. この取扱は、任意数量等の取扱であり、指定の場合については、契約設計書(縦覧図書)に規格、数量等を明示するとともに、必要な図面を添付すること。

エ. 労務、機械運転時間歩掛は、契約設計書(縦覧図書)、入札時(見積)参考資料とも明示しない。

④ 工事日数の算定

1 全体工期（A）

全体工期の算定は、次の通りとする。（全体工期：契約上の始期日と終期日を示す期間）

$$\text{全体工期（A）} = \text{実工期（D）} + \text{余裕期間（D}_s\text{）}$$

※設計図書において明確に把握出来るように記載すること。

2 実工期（D）

実際に工事を施工するために必要な期間のこと（準備期間と後片付け期間を含む。）。

（工事開始日から契約上の終期日までの期間）。実工期の算定は、次の通りとする。

$$\text{実工期（D）} = \text{準備日数} + \text{作業日数} + \text{後片付け日数} + \text{連休等の日数}$$

※1 工事日数は1日単位で切り上げるものとする。

※2 設計図書において明確に把握出来るように記載すること。

3 作業日数

$$\text{作業日数} = \text{実作業日数（D}_1\text{）} \times \text{不稼働割増率（}\alpha\text{）}$$

4 実作業日数（D₁）

実作業日数は、ネットワーク工程表による積み上げにより算定することを基本とするが、一般的な工事については、標準作業日数算定式により算定することができるものとする。

ネットワーク工程表による積み上げを行う場合の、工種ごとの1日当たり作業量も積算基準書により積み上げるものとするが、特に支障がないと認められる場合は、別に定める「1日当たり作業量」によりすることができる。

標準実作業日数算定式

① 河川・砂防・海岸・港湾工事	$D_1 = 3.25C^{0.43}$ ($100 \leq C \leq 20,000$)
② 海岸・港湾工事等の海中工事	$D_1 = 9.29C^{0.28}$ ($100 \leq C \leq 30,000$)
③ 急傾斜・地すべり工事	$D_1 = 3.11C^{0.49}$ ($500 \leq C \leq 4,000$)
④ 道路・橋梁（下部工・PC上部工）工事	$D_1 = 4.21C^{0.38}$ ($100 \leq C \leq 20,000$)
⑤ 舗装・路盤工工事	$D_1 = 0.81C^{0.54}$ ($100 \leq C \leq 20,000$)
⑥ 鋼橋上部工製作・鋼製水門製作工事	$D_1 = 13.86C^{0.24}$ ($2,000 \leq C \leq 20,000$)

D₁：標準実作業日数（単位：日）

C：直接工事費＋仮設費（単位：万円）

Cが（ ）の指定範囲を越える工事は、実作業日数の算定に標準実作業日数算定式を用いることが不適当なものであり、積み上げにより算定すること。

5 不稼働割増率（α）

1) 降雨による休工日数（10mm／日以上を休工日）

過去5年間の平均降雨日数39.0日（気象庁データより算定）

$$a = 39.0 / 365.25 = 10.68 \%$$

2) 休日（毎週の土曜日を休日とする。）

① 連休以外の休日	10日	
② //	日曜日	50日
③ //	土曜日	46日

計 106日

3) 連休等

- ① 正月
- ② お盆
- ③ ゴールデンウィーク

4) 休日率

$$106 / (365 - 17) \times 100 = 30.5 \%$$

5) 時間外労働規制の対応 (暫定)

10%

6) 不稼働割増率

$$\alpha = 100 / (100 - 10.68) \times 100 / (100 - 30.5) \times 1.1 = 1.120 \times 1.439 \times 1.1 \div 1.78$$

(小数第3位切上げ)

6 準備日数及び後片付日数 (D₂, D₃)

準備日数 (D₂) 30日 (鋼橋・鋼製水門製作工は90日とする。)

後片付日数 (D₃) 20日

7 連休等 (D₄)

工期に5-3)の期間が含まれる場合は、当該工事日数に加えるものとする。

連休等の日数の加算は、設計書縦覧前に行うこととし、入札時の工事日数を契約日数とする。

8 設計変更による増工事日数

$$D_0 = D_1 \times C_0 / C \times \alpha$$

D₀: 増工事日数

D₁: 当初設計の実作業日数

C₀: (変更設計の直接工事費) - (当初設計の直接工事費)

C: 当初設計の直接工事費

α: 不稼働割増率

この式による増工事日数は、工種・工事量等に大きな変更がなく、当初の段取りのまま工事が続けられるような場合であり、それ以外の場合は変更内容や変更時期などを考慮し、積み上げにより算定すること。

9 当初発注時の工期の最終期限

年度内完成を予定する工事における当初発注時の工期の最終期限は原則として3月15日とする。

10 余裕期間 (D₅)

労働者の確保や資機材の調達準備(現場搬入は不可)を行う期間のこと。

(契約上の始期日から工事開始日の前日までの期間)

余裕期間は、原則6か月(180日間)を超えない範囲内で設定し、工事の始期日(以下「工事開始日」という。)を指定することができるものとする。

例) 余裕期間を設定した工事の工期算定手順

【当初発注時】当初発注時計算例)

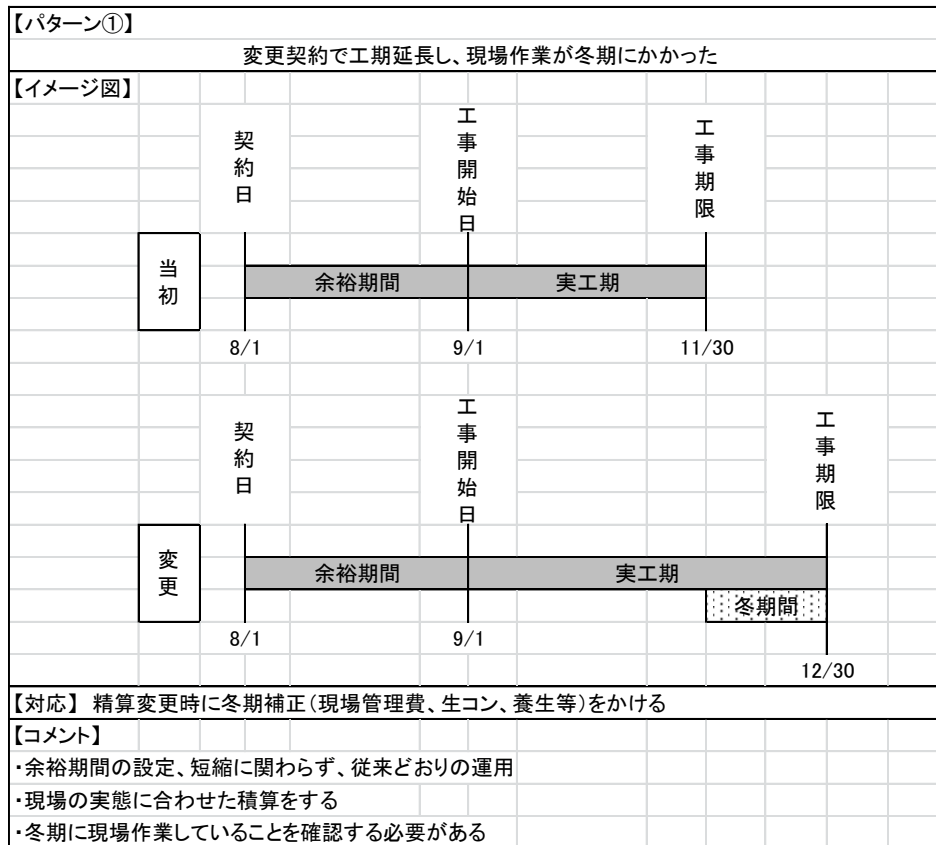
- (1)実作業日数：98 日
- (2)実作業日数 98 日×不稼働割増率 1.78＝作業日数 175 日（整数切り上げ）
- (3)準備日数 30 日＋作業日数 175 日＋後片付け日数 20 日＝工事日数 225 日
- (4)余裕期間 180 日以内で設定。
余裕期間＝ 60 日 ← 180 日以内 ok

【イメージ図】											
契約 予定 日	工事 始 期 日			工事 開 始 日	(連 休 含 む か も)	(連 休 含 む か も)	工事 期 限				
		余裕期間60日			工事日数225日						
??/??	??/??			??/??							??/??

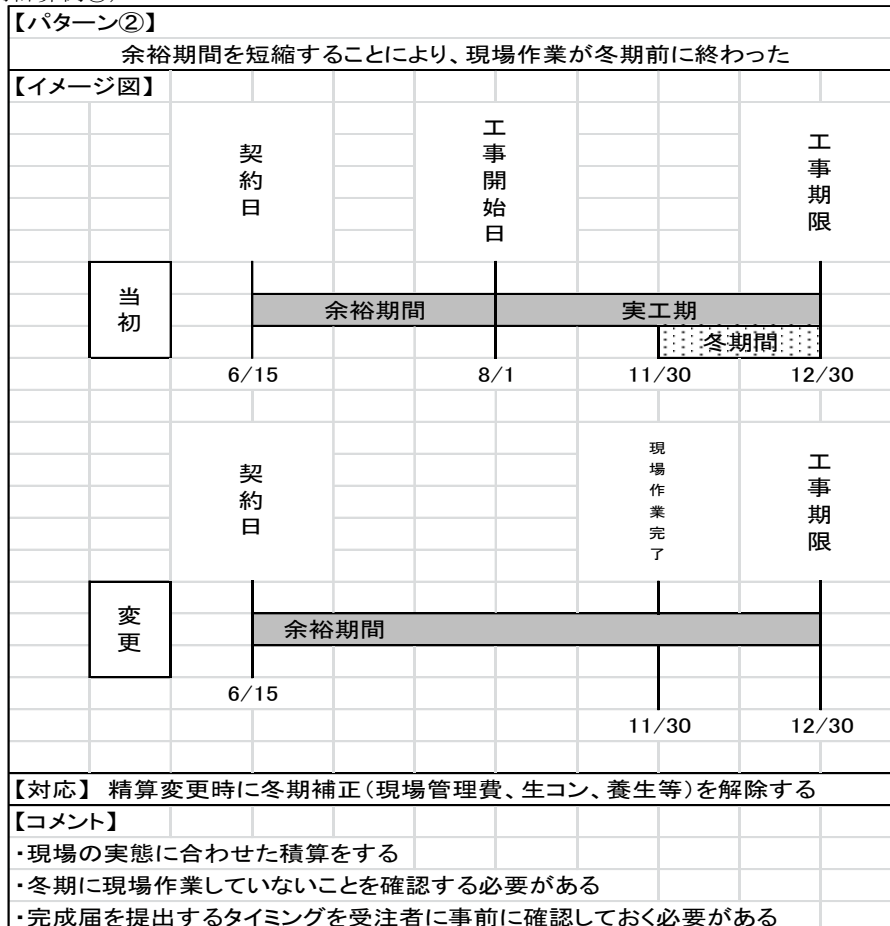
- (5) 契約予定日を想定し、実工期（＝工事日数）に連休が含まれる場合は補正する。
補正後実工期＝ 補正前実工期 225 日＋お盆休み 4 日＋正月休み 6 日＝ 235 日

【イメージ図】											
契約 予 定 日	工事 始 期 日			工事 開 始 日	(盆 4 日)	(正 月 6 日)	工事 期 限				
		余裕期間60日			工事日数225日+連休10日						
5/17	5/18			7/17							3/9

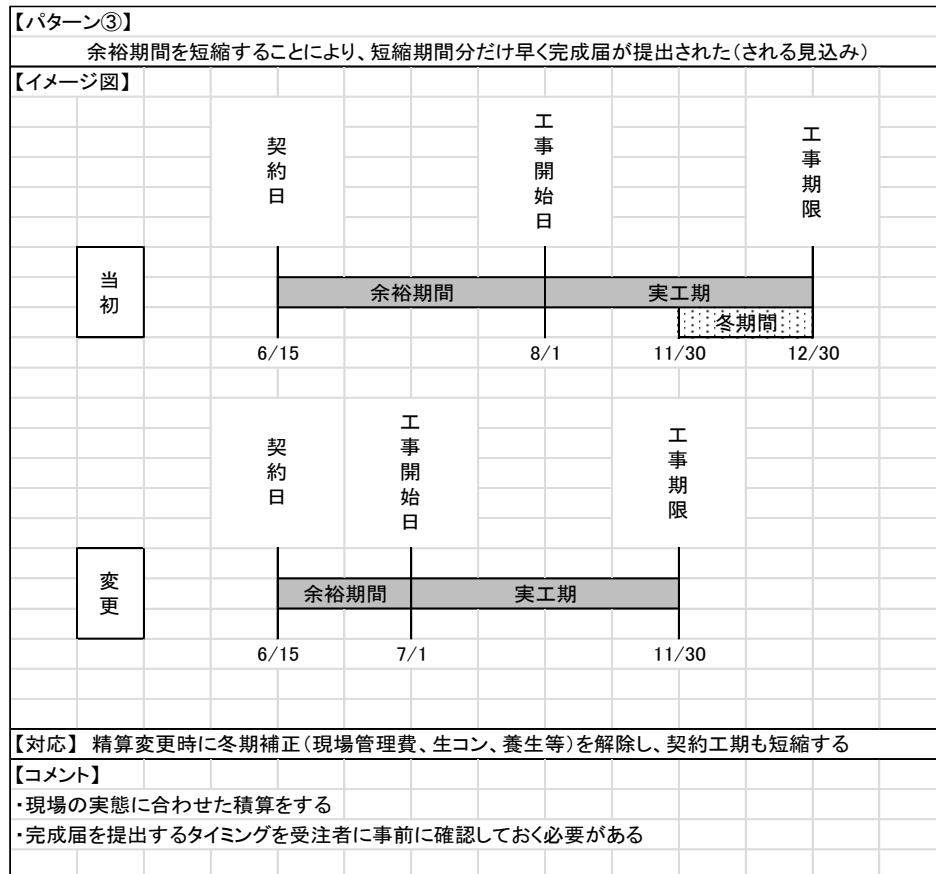
【設計変更時】
設計変更時計算例①)



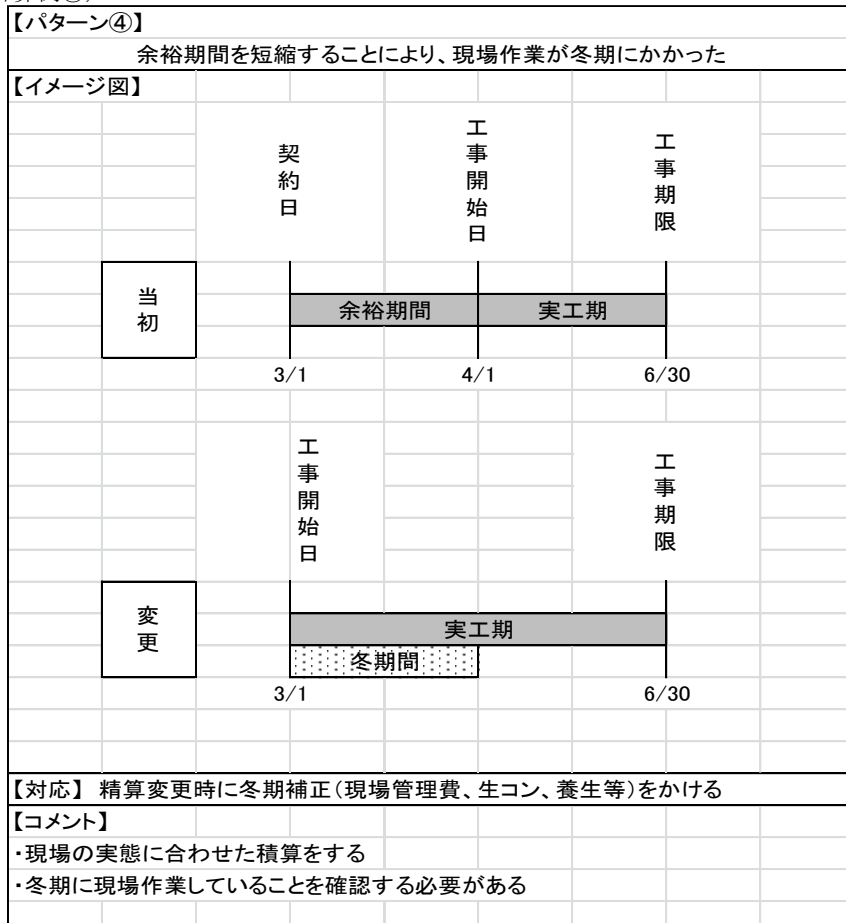
設計変更時計算例②)



設計変更時計算例③)



設計変更時計算例④)



設計変更時計算例⑤)

【パターン⑤】

余裕期間を僅かに短縮することにより、冬期率が僅かに変わった

【イメージ図】

当初

契約日

工事開始日

工事期限

余裕期間

実工期

冬期間

8/1

10/1

12/1

3/15

変更

契約日

工事開始日

工事期限

余裕期間

実工期

冬期

8/1

9/25

12/1

3/10

【対応】 精算変更時に冬期補正（現場管理費、生コン、養生等）を修正する

【コメント】

- ・現場の実態に合わせた積算をする

※ただし、他に契約内容の変更が生じない場合で、冬期率の修正による変更金額が僅かな場合には変更契約しない場合もある

〈参考資料〉

標準工事日数表

〔技管第22号 H4. 5. 27日〕
〔技管第25号 H4. 6. 3日〕

工事日数＝準備日数＋実作業日数×不稼働割増率＋後片付け日数
工期の設定には、工事日数の他に連休等を加算する。

直接工事費＋仮設費	河川砂防 海岸港湾	海中工事	急傾斜 地すべり	道橋	路梁 舗路	装盤	鋼構造物 製作
～ 100 万円	65 日	80 日		65 日	40 日		
100 ～ 200	70	85		70	45		
200 ～ 400	85	90	110 日	85	55		
400 ～ 600	100	110	130	95	60		
600 ～ 800	110	120	150	105	70		
800 ～ 1,000	125	125	165	115	75		
1,000 ～ 1,200	130	130	180	120	80		
1,200 ～ 1,400	140	135	190	130	85		
1,400 ～ 1,600	145	140	205	135	90		
1,600 ～ 1,800	150	145	215	140	95		
1,800 ～ 2,000	160	150	225	145	100		
2,000 ～ 2,200	165	150	235	150	105		210 日
2,200 ～ 2,400	170	155	245	155	110		215
2,400 ～ 2,600	175	160	255	155	115		215
2,600 ～ 2,800	180	160	265	160	120		220
2,800 ～ 3,000	185	165	275	165	120		220
3,000 ～ 3,300	190	165	280	170	125		225
3,300 ～ 3,600	200	170	295	175	130		225
3,600 ～ 4,000	205	175	310	180	135		230
4,000 ～ 4,500	215	180		185	145		235
4,500 ～ 5,000	225	185		195	150		240
5,000 ～ 5,500	230	190		200	155		245
5,500 ～ 6,000	240	195		205	165		250
6,000 ～ 6,500	250	200		210	170		250
6,500 ～ 7,000	260	200		220	175		255
7,000 ～ 7,500	265	205		225	185		255
7,500 ～ 8,000	270	210		230	190		260
8,000 ～ 9,000	280	215		235	195		265
9,000 ～ 10,000	290	220		245	205		270
10,000 ～ 11,000		225					275
11,000 ～ 12,000		230					280
12,000 ～ 13,000		235					285
13,000 ～ 14,000		240					285
14,000 ～ 15,000		245					290
15,000 ～ 16,000		250					295
16,000 ～ 17,000		250					300
17,000 ～ 18,000		255					300
18,000 ～ 20,000		260					305
20,000 ～ 22,000		265					
22,000 ～ 24,000		275					
24,000 ～ 26,000		280					
26,000 ～ 28,000		285					
28,000 ～ 30,000		290					

※ 本表は工期設定時の参考資料であり、工事日数の算定には使用できませんので注意願います。

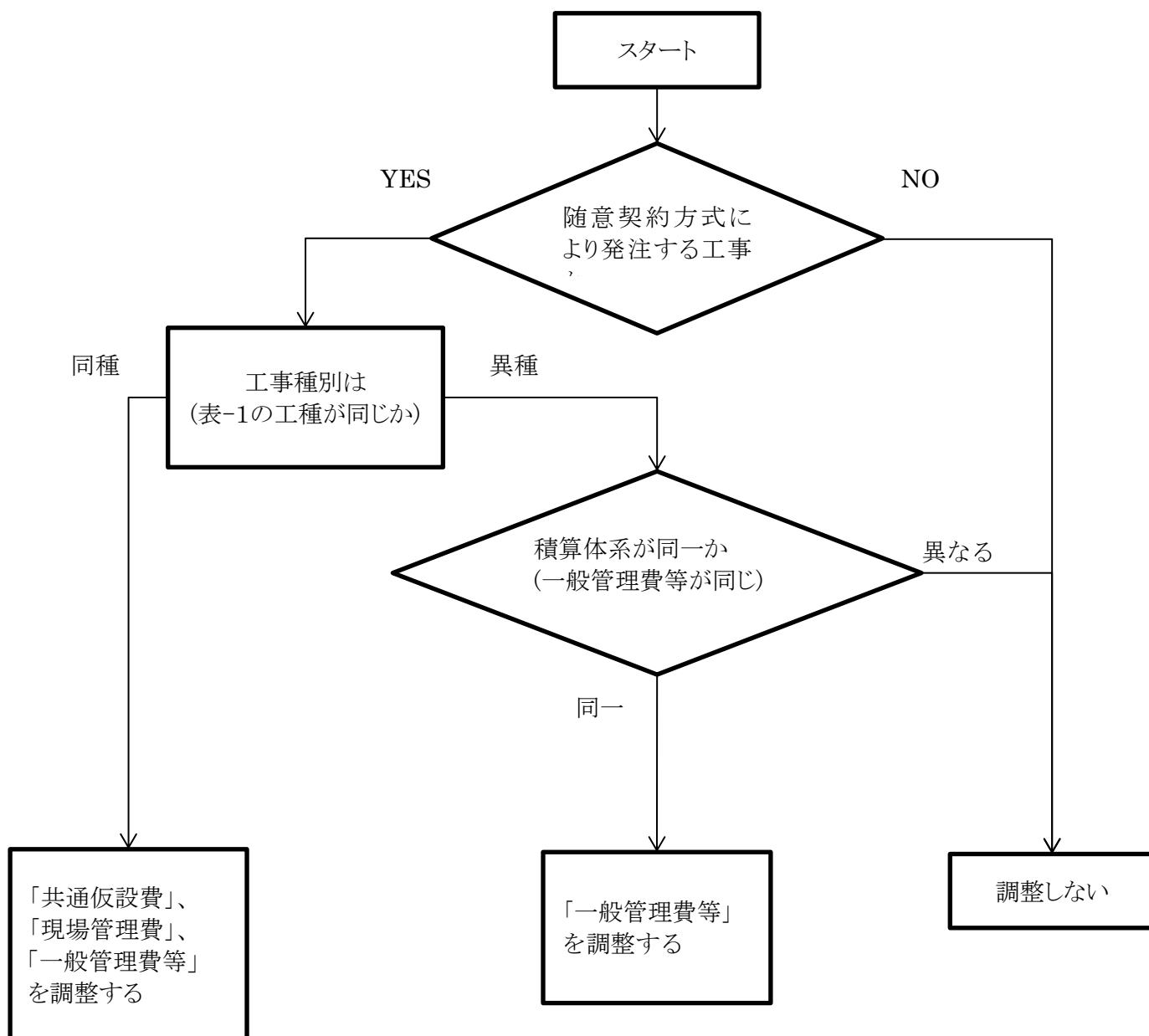
第4章 随意契約方式により工事を発注 する場合の間接工事費等の調整

① 随意契約方式により工事を発注する場合の調整について		I-4-1
② 異種工事の合併契約の取扱いについて		I-4-3

① 随意契約方式により工事を発注する場合の調整について

このことについては、土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅰ編「総則」第４章「①随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整」により行うが、下記運用に留意して調整するものとする。

- (1) 基準の異なる工事（過年度発注工事等）と随意契約を行う場合の共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の率計算部分の積算については、現工事を含め、合計工事に対応する新基準の率により調整積算を行うものとする。
- (2) 随意契約調整積算を行う工事において、率以外の積み上げ積算によるものは、実態に合わせて調整積算を行うものとする。
- (3) 他官庁の工事との調整積算は行わない。
- (4) 共同企業体（ＪＶ）とその共同企業体（ＪＶ）の一構成員との調整積算は行わない。



(表－ 1)

工事種別	県営建設工事競争入札参加資格者名簿による種別
A	土木工事、舗装工事、法面処理工事、グラウト工事、しゅんせつ工事、標識設置工事
B	鋼橋上部工事、機械設備工事、鋼工作物工事
C	プレストレスト・コンクリート工事
D	電気設備工事、通信設備工事
E	建築一式工事、防水工事
F	塗装工事
G	造園工事
H	ボーリング工事
I	管設備工事、消防設備工事

② 異種工事の合併契約の取り扱いについて

異種工事を合併して契約する場合の積算方法は、それぞれの積算体系により積算した工事費計を合算した工事費とする。

ただし、仮設物において共通するものは、主体工事一括して計上するものとする。

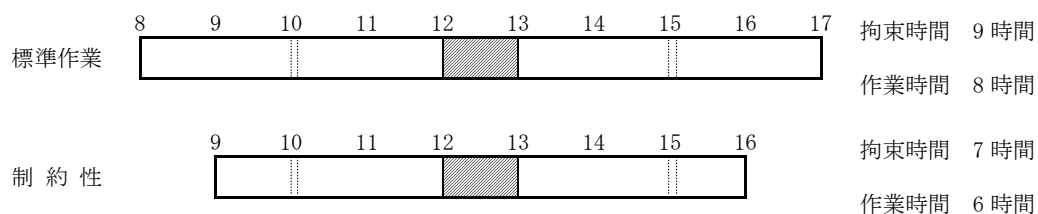
第 8 章 時間的制約を受ける 公共土木工事の積算

① 時間的制約を受ける公共土木工事の積算要領の運用 	I-8-1
---------------------------------------	-------

① 時間的制約を受ける公共土木工事の積算要領の運用

本要領は工事現場において、時間的制約を受ける通常の作業時間（８時間）が確保されない場合に適用するもので、作業時間の低下に伴う労務補正を行うものである。

- (1) 工事発注前、工事着手後にかかわらず、交通管理者等の関係機関自治体から条件を付された場合または地元等と協議を行った際は、その記録を根拠資料として整理しておくこと。
- (2) 本要領は現道工事等において、継続的に作業時間の制約を受ける場合に適用されるもので、一時的（毎週〇曜日）な制約には適用しない。
なお道路関係工事のうち、経常維持工事には適用しない。



第 13 章 設計変更

① 変更契約に係る端数の取扱い	I-13-1
-----------------------	--------

① 変更契約に係る端数の取扱い (H29.3.14 建技第 757 号)

変更契約に係る端数処理については、以下のとおり取り扱う。

(1) 変更契約額の算出について

金額変更を伴う変更契約の場合、変更契約額（税抜）は、変更後の設計額（税抜）に請負率を乗じて算出した金額から千円未満を切捨てたものとする。

但し、変更前の設計額と変更後の設計額が等しい場合、変更契約額（税抜）は変更前の契約額（税抜）と等しい額とする。

(2) 変更請負代金額の算出について

変更請負代金額は、変更契約額（税抜）に消費税額を足し合わせたものとする。

第Ⅱ編 共 通 工

第1章	土工	Ⅱ-1-1
第2章	共通工	Ⅱ-2-1
第3章	基礎工	Ⅱ-3-1
第4章	コンクリート工	Ⅱ-4-1
第5章	仮設工	Ⅱ-5-1

第1章 土 工

- ① 土工
 - 1 土量配分計画 II-1-1
 - 2 岩石掘削後の対象量 II-1-2

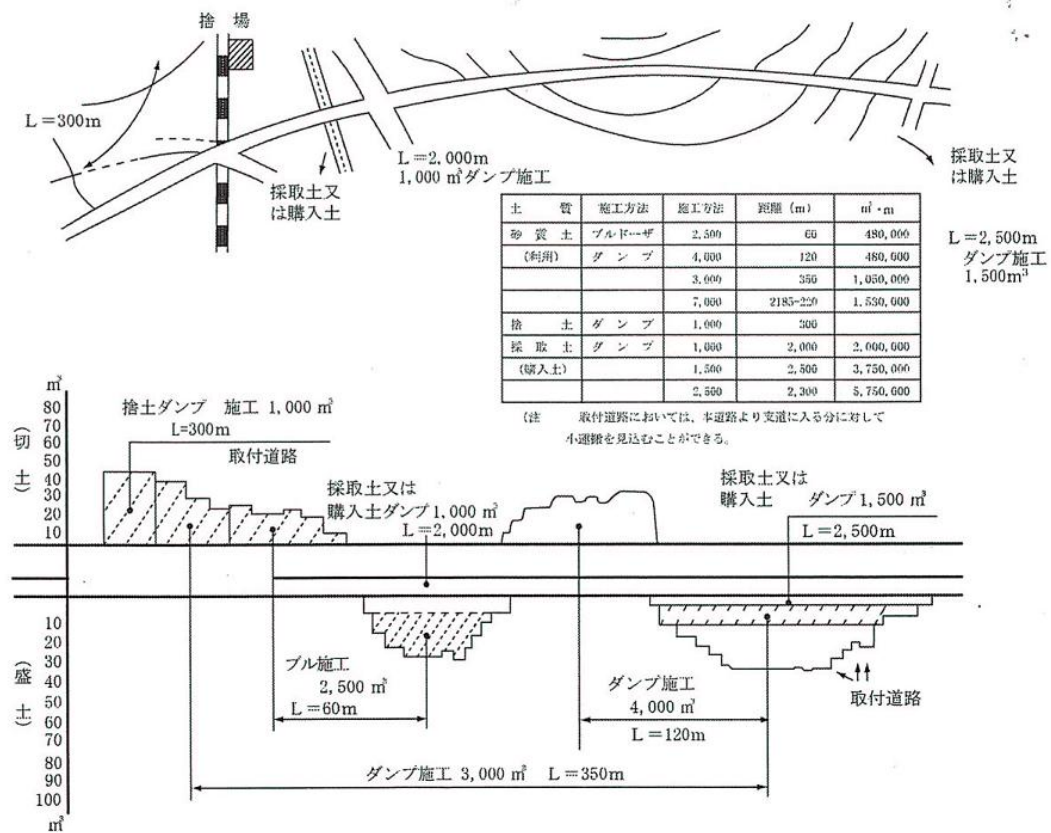
- ② 人土工
 - 1 畦畔付土側溝 II-1-3

※注 土工区分、法面整形施工形態区分：土木工事数量算出要領
〔国土交通省国土技術政策総合研究所〕による。

① 土工

1 土量配分計画

土量の配分計画は土工指針に示してある土積図によることを理想とするが、簡易方法として一例を記す。



2 岩掘削後の対象量

ブルドーザ集積用押土及びバックホウ破砕片除去の対象量は、掘削量の 100%とする。

なお、地形が急峻な坂道などの片切りの場合で発破飛散及び自由落下等で飛散するものを見込む場合は、運搬対象土量及び破砕片除去量は飛散自由落下土量を減じた量を計上してもよい。この際、飛散土の処理が必要な場合は、別途計上するものとする。

※飛散土量は、地形、土質により異なるため、各現場で定めること。

② 人力土工

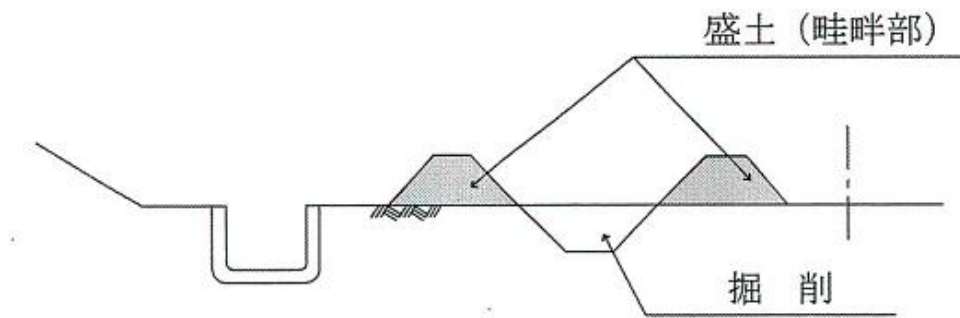
1. 畦畔つき土側溝

(1) 土側溝については、第Ⅱ編第1章土工③作業土工によるものとする。

(イ) 盛土（畦畔部）は、埋戻工（現場制約あり）を計上するものとし、締固め有りを標準とする。

ただし、施工時の品質管理は求めないものとする。

(ロ) 掘削は、床掘工（現場制約あり）を計上するものとする。



第2章 共通工

- ① 軟弱地盤処理工
 - 1 砂の補正係数 Ⅱ-2-1
- ② アンカー工
 - 1 足場工の計上 Ⅱ-2-2
- ③ その他
 - 1 現場溶接（すみ肉溶接） Ⅱ-2-3
 - 2 鋼製蓋（縞鋼板等）加工費 Ⅱ-2-3

① 軟弱地盤処理工

1 砂の補正係数

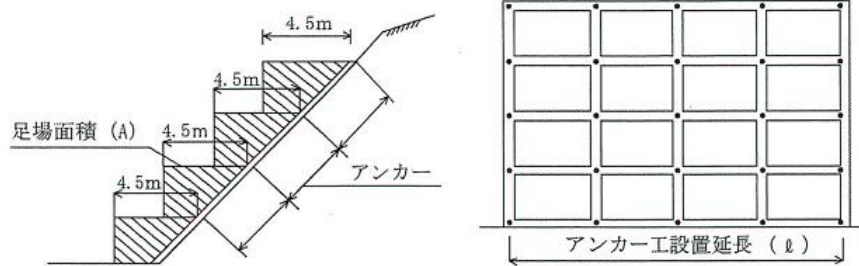
土木工事標準積算基準書（共通編）の補正係数は、購入砂を対象としたものであり、直採方式の場合は、原則として試験により補正係数を定めるものとする。

②アンカー工

1. 足場工の計上

- (1) 切土とアンカー工が同時施工となる場合は足場工は計上しない。
 (2) 既設構造物及び切土完了後等でアンカー工を施工する場合の足場工は次による。

①足場工の計算



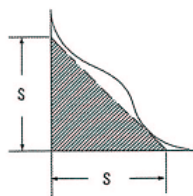
$$\text{足場工 (空 } \text{m}^2 \text{)} = A \times (\ell + 2.25\text{m} \times 2)$$

A = 断面積 (斜線部)

③その他

1. 現場溶接(すみ肉溶接)

現場溶接の場合は、下表の換算率を乗じて積算するものとする。



(イ) 等辺の場合

$$K = \frac{A}{21.8}$$

$$A = \frac{1.21 S^2}{2}$$

サイズ (S)	サイズ 6mm のすみ肉溶接に対する換算率 (%)	サイズ (S)	サイズ 6mm のすみ肉溶接に対する換算率 (%)
3	0.3	19	10.1
4	0.5	20	11.1
5	0.7	21	12.3
6	1.0	22	13.5
7	1.4	23	14.7
8	1.8	24	16.0
9	2.3	25	17.4
10	2.8	26	18.8
11	3.4	27	20.3
12	4.0	28	21.8
13	4.7	29	23.4
14	5.5	30	25.4
15	6.3		
16	7.1		
17	8.1		
18	9.0		

2 鋼製蓋(縞鋼板等)加工費

鋼製蓋(縞鋼板等)加工費は、土木工事標準積算基準書(機械編)の第18章 鋼製付属設備 2 直接製作費によるものとする。

第3章 基礎工

- ① 杭打工
 - 1 杭打機種 …………… Ⅱ-3-1

- ② 場所打杭工
(リバーサーキュレーション工)
 - 1 場所打杭工
(リバーサーキュレーション工) … Ⅱ-3-2

- ③ 深礎工
 - 1 深礎工 …………… Ⅱ-3-3

① 杭打工

1 杭打機種

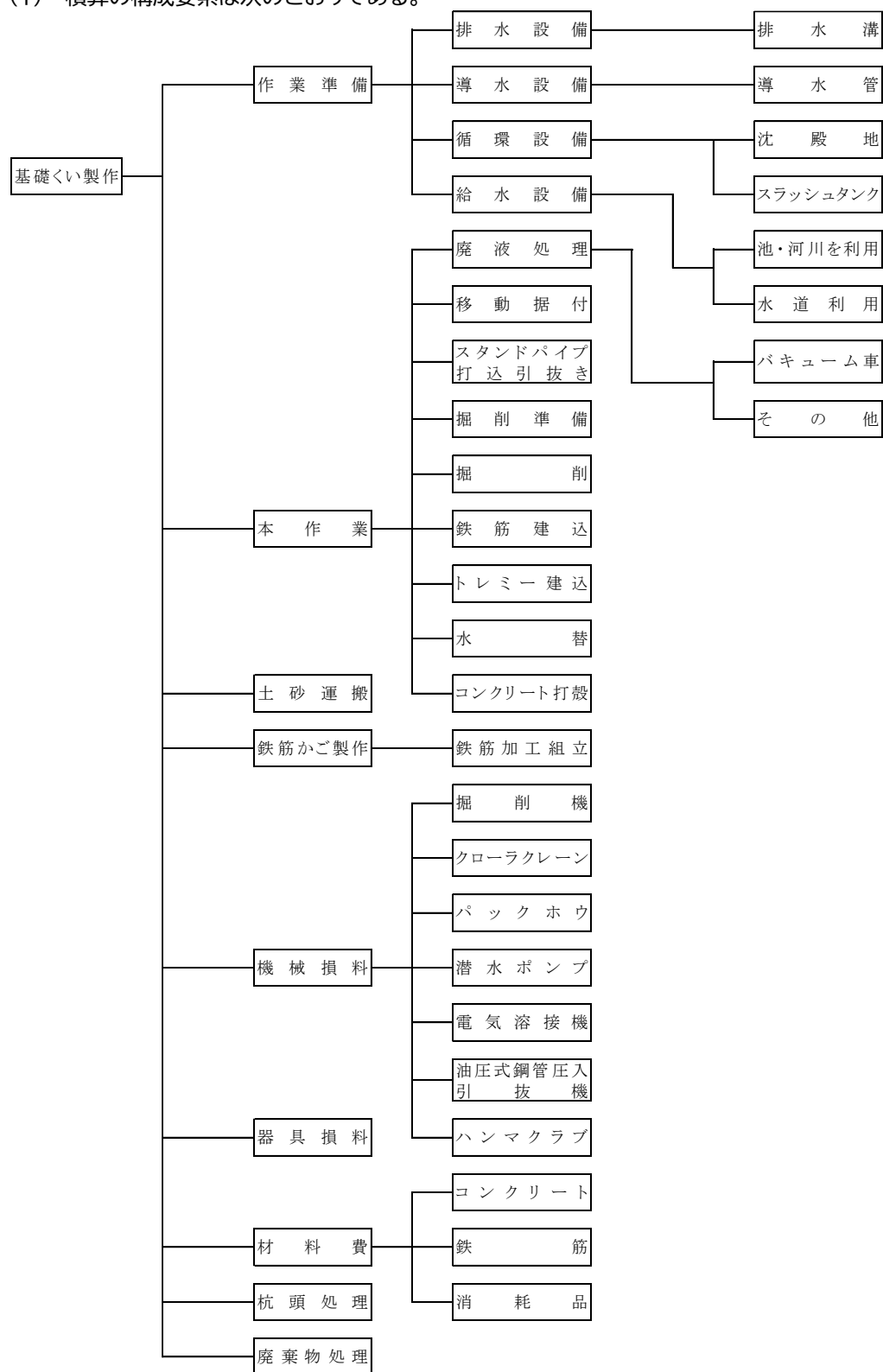
- (1) ディーゼルパイルハンマ及び油圧パイルハンマが同一工事で、選定基準により 2 機種以上となる場合の取扱いは、下記による。
 - (イ) 使用機械は、各杭長毎に機種の選定基準により選定した規格で計上する。
 - (ロ) 機械の運搬は、工程上で最大規格の機種を計上する。
- (2) 中掘工等その他杭打工法についても、同一工事で選定基準により 2 機種以上となった場合は、(1) (イ) 及び (ロ) と同様の取扱いによるものとする。

② 場所打杭工（リバーサーキュレーション工）

1. 場所打杭工（リバースサーキュレーション工）

[参考]

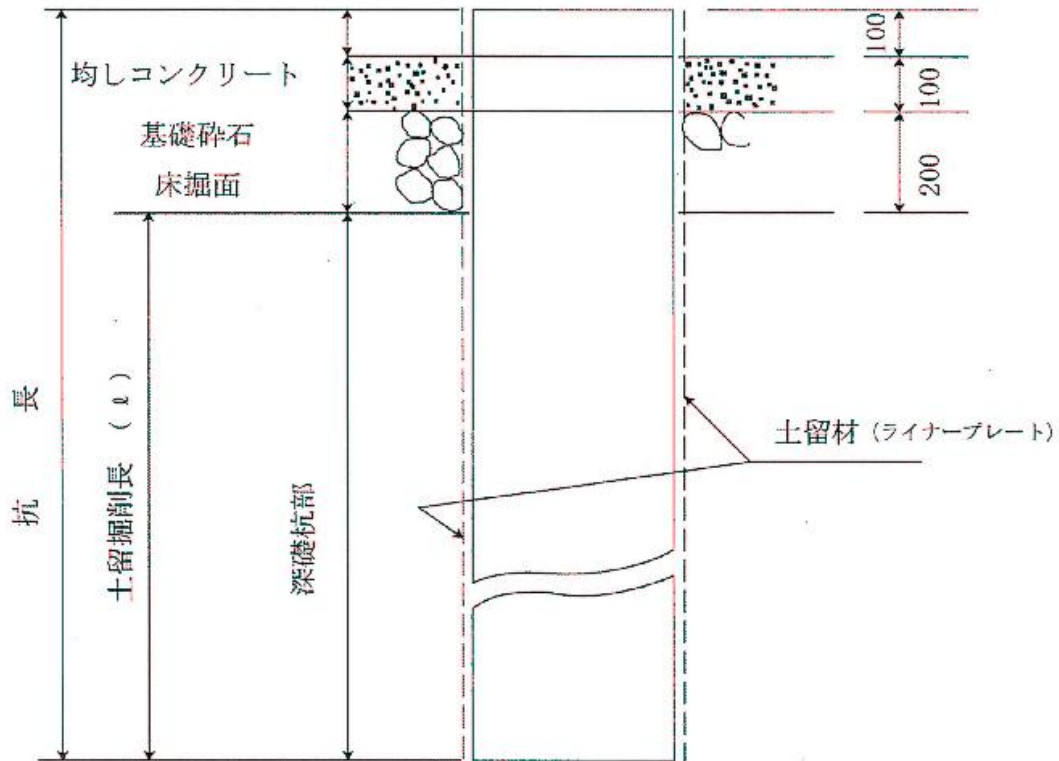
(1) 積算の構成要素は次のとおりである。



③ 深礎工

1. 深礎工

(1) 深礎工は下記要領により積算する。



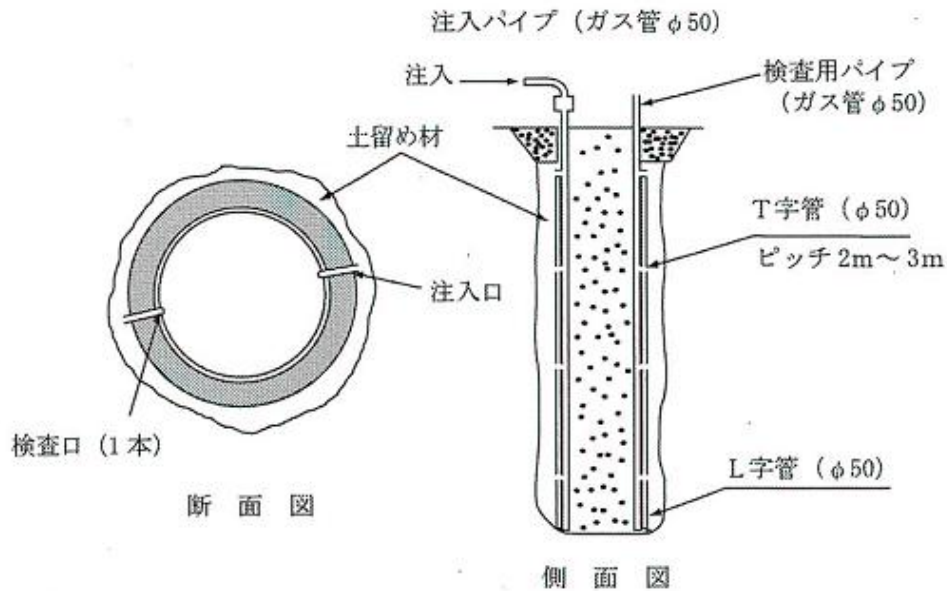
(注) 1. 土留掘削長 (ℓ) は土留材の単位長を考慮のうえ決定するものとする。

2. ライナープレートは杭長全長分設置（撤去しない埋設）し、深礎掘削長は基礎碎石下面（床掘面）からの長さとする。

(2)裏込め注入

(イ) 土留材を掘削全長にわたって撤去しない埋設とした場合には、土留材と地山との間に生じる空隙を埋めるために、モルタル等で裏込め注入を行わなければならない。このためコンクリート打込み前にあらかじめ内径 50mm 以上のパイプを下図のように設置し、コンクリート打設後にこのパイプから低圧 ($2\text{kg}/\text{cm}^2$ 程度) の注入を行う。さらに注入がよく行われたことを確認するために別の検査用パイプを建て込むものとする。

なお、地盤状況や掘削時の状況によって注入パイプの本数および注入口の配置を決めるものとする。



第4章 コンクリート工

①	コンクリート工	
1	コンクリート特殊養生	Ⅱ-4-1
2	レディーミクストコンクリート選定方法	Ⅱ-4-2
3	設計書記載要領等	Ⅱ-4-3
4	圧送管組立撤去費	Ⅱ-4-4
②	型枠工	
1	型枠工の適用	Ⅱ-4-5
2	その他	Ⅱ-4-5

① コンクリート工

1 コンクリート特殊養生

1) 適用期間

コンクリート打設工程が冬期間施工（12/1～3/31）になる場合に適用するものとする。

2) レディーミクストコンクリートの冬期割増加算

前記冬期施工でレディーミクストコンクリートを使用する場合、地区別の冬期割増額を加算して計上するものとする。

この要領は、土木工事標準積算基準書（共通編）（岩手県県土整備部）に定める材料費の設計単価決定方法の補足を定めるものである。

ただし、この要領によることが著しく不適當または困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。

3) 設計計上方法

コンクリート特殊養生費は、対象構造物のコンクリート量に特殊養生単価を乗じて計上する。

2 レディーミクストコンクリート選定方法（※参考資料）

各構造物に使用するレディーミクストコンクリートは、土木工事共通仕様書 Ⅲ 参考資料「25. レディーミクストコンクリート標準仕様書」より「呼び強度」、「スランプ」、「粗骨材最大寸法」、「最大水セメント比」及び「セメントの種類」を選定してこれを設計図書に明示するものとし、施工にあたっては購入者が生産者と協議の上、これらの条件を満足する呼び強度のレディーミクストコンクリートを使用するものとする。

ただし、特殊構造物は標準示方書及び特記仕様書等によるものとする。また、各種指針、示方書、技術基準及び構造計算書等に定めのある場合は、それによるものとする。

（注意事項）

高炉セメント B 種は、4 月 1 日以降 9 月末までに工事開始日（実工期の初日）となる工事に適用する。

ただし、ゼロ国債工事、ゼロ県債工事を含む。

なお、高炉セメント B 種で発注した工事であっても、下記に該当する場合については、協議により、変更することが出来るものとする。

- ①当該現場地域に必要な量の供給能力がない
- ②気象条件が悪く(※)、コンクリートの品質低下の恐れがある場合
- ③災害復旧等、緊急を要する工事
- ④監督職員が技術的に高炉セメントの使用が困難と認めた場合

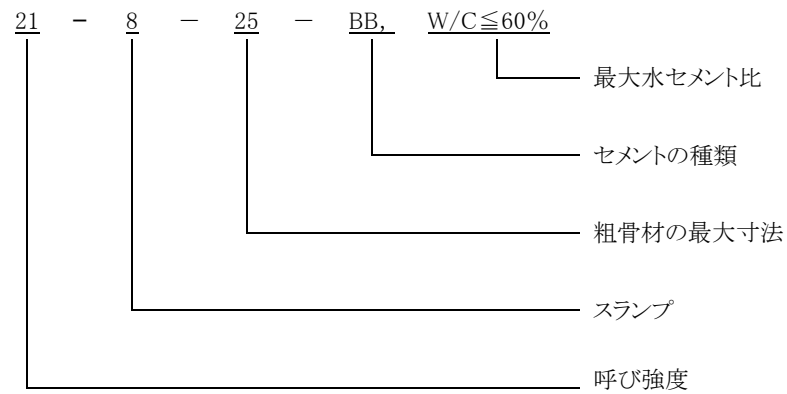
※気象条件が悪くとは、日平均気温が 10℃以下の場合とし、期間は 11 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

3 設計書記載要領等

1) 設計書の記載事項

金入設計書、金抜設計書とも、骨材の種類、呼び強度、スランプ、粗骨材最大寸法、セメントの種類及び最大水セメント比を明示するものとする。

(例) JIS A5308 による。



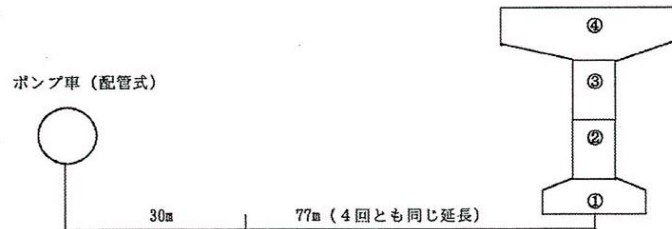
2) その他

この基準によりがたい場合は、別途コンクリート標準示方書及びJISA5308レディーミクストコンクリート等の基準を参照すること。

4. 圧送管組立撤去費

- (イ) コンクリートポンプ車から作業範囲30mを越える場合は圧送管組立撤去費を加算するものとする。
- (ロ) 加算方法は30mを超える延長に打設回数を考慮した平均延長を求めて行なうものとする。
- (ハ) 圧送管組立撤去費は、日々組立撤去するものに適用する。

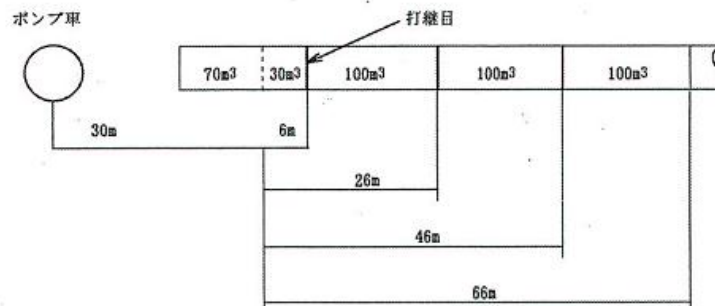
計算例①橋梁下部工等の場合



77m (平均延長) $\times$ 4回 $\times$ 0.46人/10m = 13.8人 (普通作業員)

入力条件の「圧送管延長」は、打設回数当りの平均延長 = 77mを入力する。

計算例②橋梁上部工（床版工）等の場合



入力条件の「圧送管延長」は打設回数当りの平均延長 = 36mを入力する。

$(6+26+46+66) / 4 = 36\text{m}$

② 型枠工

1 型枠工の適用（構造物単位歩掛を除く）

「土木工事標準積算基準 第Ⅱ編第2章⑤－1 場所打擁壁工（1）、⑥－1 函渠工（1）、第Ⅳ編第4章①共同溝工（1）（2）、第7章⑩－1 橋台・橋脚工（1）」を除く型枠工の適用基準は、次表による。

種 類	適 用
鉄 筋 構 造 物	・鉄筋構造の擁壁、橋台、橋脚 ・ポンプ場下部工 ・半径R＝5 mを越える構造物の円形部 ・水路 ・ボックスカルバート ・水門、樋門、樋管 ・橋の地覆 ・その他鉄筋量の多い構造物等
無 筋 構 造 物	・重力式またはもたれ式擁壁等 ・マッパな基礎 ・比較的単純な鉄筋を有する半重力式擁壁及び橋台等 ・海岸堤防
円 形	・半径R＝5 m以下の構造物の円形部
小 型 構 造 物	・水路及び側溝等の断面積が小さく連続している構造物 ・法留 ・側溝及び集水桝の蓋 ・集水桝等のように比較的コンクリート量の少ない形状の複雑な構造物 ・防護柵等の基礎で少量（1 m³程度以下）のコンクリートが点在している構造物 ・管渠に接続する吞吐口の型枠
均 し 型 枠	・均しコンクリート ・境界ブロック等の基礎型枠 ・縁石を用いた現場打L型側溝

2 その他

岩盤部等に擁壁を築造する場合等、型枠を設置できない場合のペーラインコンクリートの計上方法は、土木工事数量算出要領（国土交通省国土技術政策総合研究所）4章コンクリート工による。

第5章 仮設工

- ① 仮設工
 - 1 仮設備材料損率 Ⅱ－5－1
 - 2 仮設物（土留、仮締切、仮橋等）年度を越えて存置する場合等の取扱い Ⅱ－5－2
 - 3 運搬路の補修（契約上の取扱い） Ⅱ－5－2
- ② 矢板工
 - 1 矢板及びH形鋼杭打込引抜機械 Ⅱ－5－2
- ③ 仮橋・仮栈橋工
 - 1 仮（栈）橋（既製品を除く）設置撤去工 Ⅱ－5－3
- ④ 工事用除雪
 - 1 工事用除雪 Ⅱ－5－3

① 仮設工

1 仮設備材料損率

(1) 線路布設設備材料損率

(1 現場当たり)

種 別	損 率 (%)			摘 要
	丸 太	ペ ー ジ	モールスパイキ	
線路布設	栗 20	20	20	
	松 40			

(2) 給水・給気設備

(1 現場当たり)

種 別	損 率 (%)			摘 要
	ゴムホース	鋼管、ガス管	ビニールパイプ	
給水設備	60	20～30	50	
給気設備	30	10		

(3) 仮埋設ヒューム管の取り扱いについて

(イ) 指定仮設において、ヒューム管を使用する場合の計上価格は、全損とする。なお、完成後に再使用可能なものについては、現場発生品として処理すること。

(ロ) 任意仮設において、ヒューム管を使用する場合は、下表のとおりとする。

1 現場当たり使用回数	損 率
1 回使用の場合	50 %
2 回以上使用の場合	100 %

(4) 高密度ポリエチレン管

(1 現場当たり)

種 別	損 率 (%)					
	1 ヶ月未満	3 ヶ月未満	6 ヶ月未満	1 年未満	2 年未満	3 年未満
高 密 度 ポリエチレン管	30	45	55	65	75	85

2 仮設物（土留、仮締切、仮橋等）年度を越えて存置する場合等の取り扱い

当該工事以外にも使用する等のために設置した仮設物で、当該工事完了後も存置させる場合の取扱いは、次によることを標準とする。

- (1) 仮設物の損料及び賃料（以下損料等という。）は、年度を通算した存置期間を考慮し、下記により算定するものとする。

	土留・仮締切	仮橋	仮橋（既製品）
賃料単価 （リース料金）	設計材料単価 （県統一賃料単価）	物価資料	物価資料
1 現場当たり修理費 及び損耗費	建設用仮設材賃料 積算基準	建設用仮設材賃料 積算基準	物価資料

- (2) 設置した当該工事に計上する損料等は、当該工事の工期内に係る損料等のみとし、1 現場当たり修理費及び損耗費は、撤去時に計上するものとする。
- (3) 当該工事完了後の当該年度内及び次年度（4 月 1 日以降）分の損料等については、それぞれ別途に当該仮設物を設置した請負者と契約することを原則とする。この場合の積算は、損料等を工事原価として一般管理費等を計上するものとする。
- (4) 次年度分の損料は、その年度の単価とする。ただし、次年度分の賃料は、リース契約継続中はリース料が変化しないと考えられるので、リース開始時の単価とする。
- (5) 上記（3）に基づいて別途契約する場合に、保安費、1 現場当たり修理費及び損耗費、撤去費等を含めて契約しようとする場合は、その積算、契約の方法について担当課に打ち合わせするものとする。

上記取り扱いをする仮設備は、指定仮設であることを前提とする。

3 運搬路の補修（契約上の取扱）

- (1) 工事現場内の道路等で、一般の交通に供しない場合は、原則として一式計上とする。
ただし、河川敷等で不可抗力（出水、軟弱地盤の沈下など）と解される事由により一式契約が不適当と思われる場合は、「m3」によること。
- (2) 一式契約のものは設計変更の対象としないことを原則とする。

② 矢板工

1 矢板及びH形鋼杭打込引抜機械

パイプロハンマが同一工事で、選定基準により 2 機種以上となる場合の取扱いは、下記による。

- (1) 使用機械は、型式、打込長及びN値毎に機種の選定基準により選定した規格で計上する。
- (2) 機械の運搬は、工程上で最大規格の機種を計上する。
- (3) 機械の運搬台数は、打込引抜が連続作業の場合は 1 台とし、それ以外は原則として、打込、引抜各々計上する。

③ 仮橋、仮栈橋工

1 仮（栈）橋（既製品を除く）設置撤去工

- (1) ブラケットにガードレールを建て込む工法の場合は、溶接工、トラッククレーン、諸雑費率は計上しない。
- (2) 仮（栈）橋損料等
仮（栈）橋部材の損料等の計上は、下記を標準とする。

部 材 名	部材名		質量算出	損 料 等
主 部 材	H形鋼	主 桁 桁 受 支 持 杭	積み上げ	物価資料（仮設鋼材賃貸料金） ただし、主桁、受桁の1現場当たりの修理費及び損耗費は、軽作業とする。
	覆 工 板		〃	物価資料（仮設鋼材賃貸料金）
副 部 材	形鋼	桁 受 綾 構 手 摺	〃	仮設材の損料率
	取付プレート及びボルト類		〃	副部材損料……副部材（B）

- (注) 1. 存置期間が長期になる場合及び大規模な仮橋等で上記によりがたい場合は、別途考慮する。
2. 副部材の形鋼は、H形鋼を除く。
3. 主部材におけるH形鋼、覆鋼板の1現場当たり修理費及び損耗費は、建設用仮設材賃料積算基準による。

④ 工事用除雪

1 工事用除雪

工事用除雪が必要な場合の積算に当っては、実績により精算すること。

第Ⅲ編 河 川

第 1 章	河川海岸	Ⅲ－1－1
第 2 章	河川維持工	Ⅲ－2－1

第1章 河川海岸

① 消波工	
1 消波根固ブロック工	Ⅲ-1-1
② その他	
1 床均し	Ⅲ-1-1
2 堤体の法面仕上げ	Ⅲ-1-1
3 護岸仮締切用排水量	Ⅲ-1-2
4 鋼矢板二重締切の中詰土	Ⅲ-1-3
5 仮締切用タイロッド及び タイロープ等	Ⅲ-1-4

① 消波工

1. 消波根固ブロック工

(1) コンクリートブロックの施工断面

- (イ) 根固工断面のうち、ブロック1個並べとなる部分は、床掘などにより、全体の高さが不揃いにならないように設計すること。
- (ロ) 捨込みは規定通りに行うのが難しいので設計断面は点線で表示すること。
- (2) 根固ブロックの主鉄筋は異形鉄筋を使用することを標準とする。組立筋は普通鉄筋でもよいが、同一工事での規格品との混用は避けること。（無規格品を使用する場合は、特記仕様書にその旨明記のこと。）
- (3) 「異形コンクリートブロック製作場所敷地面積」異形コンクリートブロックの製作にあたっての所要敷地面積は、異形コンクリートブロック製作個数により、次表を標準とする。

異形コンクリート	延製作個数(個)				摘要
ブロック質量	～500	～1,000	～2,000	～3,000	
～3t	1,600	1,700	1,900	2,100	
～6t	2,200	2,900	4,300	5,800	
～25t	2,800	4,100	6,800	9,400	

(注) 用地を借用とする場合は1サイクルの製作個数、製作ストックヤード等を考慮して別途積算する。

② その他

1. 床均し

- (1) 人力床掘の場合は床均しは計上しない。
- (2) 床掘を機械で計上した場合の床均し歩掛は、第Ⅱ編第1章土工③－1床掘工の基面整正によるものとする。（不陸整正のほか、乱された部分の搦固めを含み、残土の処理は含まない。なお、構造物の基礎で床掘後、床掘面で杭打機などの重機・運搬車等の作業があり床拵えの必要がある場合には適用して良い。）

2. 堤体の法面仕上げ

築堤において衣土を施工しない竣功、越年する場合で法面仕上げをする必要がある場合は第Ⅱ編第2章共通工①法面工による。

3. 護岸仮締切用排水量

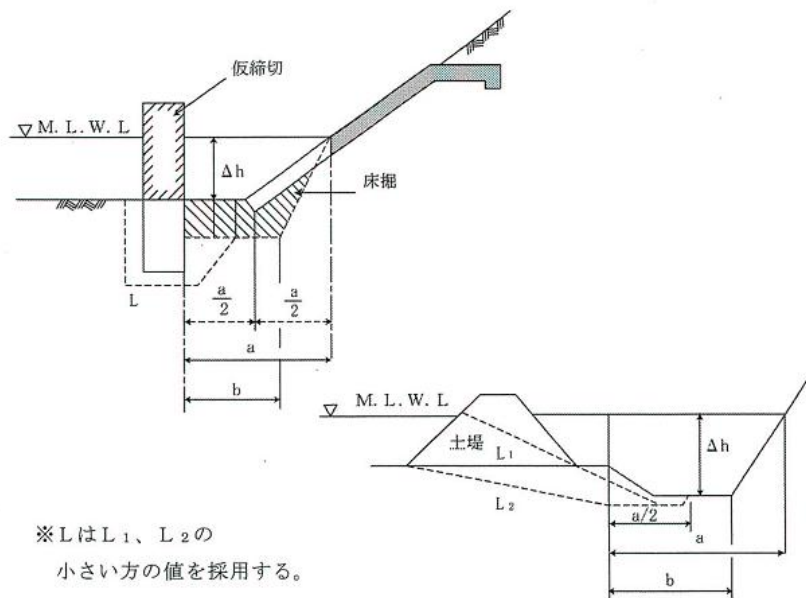
護岸仮締切用排水量は下表を標準とする。

排水量 m^3/h 排水面積 200 m^2 (延長 50m、巾 4m) 当り

土質	動水勾配 ($\Delta h/L$)			
	0.20	0.25	0.30	0.35
シルト系	10	10	10	10
土砂系	20	30	30	40
シルト等を含んだ砂	70	90	110	130
砂	150	180	220	250
砂利系	290	360	430	500

(注) 1. 排水面積に応じて排水量を増減する。

2. L 及び Δh は代表面より決める。



排水量を算定する水位はM. L. W. L.を原則とするが、施工場所によっては必ずしもM. L. W. L.が施工時の適切な水位と言えないこともあるので、施工時期の状況を十分調査して水位を決定する。

排水面積の算出は下記によるものとする。

作業時排水……………排水面積＝排水延長× a

常時排水……………排水面積＝排水延長× b

4. 鋼矢板二重締切の中詰土

(1) 「中詰砂」を水締する場合の歩掛は下記による。

$$Q = V \times g \times 5 \text{ (m}^3/\text{hr)}$$

Q : 1時間当り必要水量 (m³/hr)

V : " 中詰砂投入量 (m³/hr)

g : 中詰砂の単位質量 (t/ m³)

(イ) ポンプ口径及び必要台数がQにより決定する。

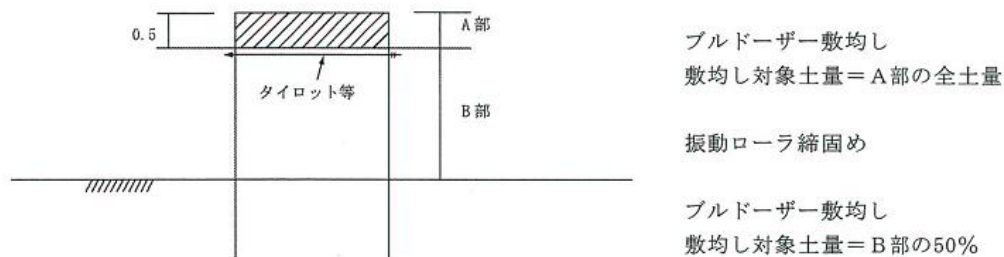
(ロ) ポンプの選定は積算基準書（締切排水工）によるものとし日運転時間は「中詰砂」の投入作業時間と同一とする。

(ハ) 運転労務は特殊作業員とし、ポンプの運転、吐出口の管理、移動を行い、締切1ヶ所当り1人／日（中詰作業日）を計上する。

(2) 水締しない場合の中詰工については下記による。（締切巾5m以上）

(イ) 締固めしない土砂の土性（単重、安息角など）で仮締切を設計する。

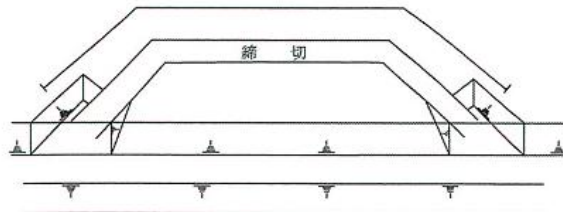
(ロ) 積算については下記を参考とする。



(注) 中詰土（B部）の土量変化率は1.0とする。

- (3) 1. 「中詰砂」及び土砂投入機種選定は下図による。（締切巾5m以上）
2. ブルドーザの規格は全国版による。

ダンブトラック搬入、ブルドーザー敷均し



5 仮締切用タイロッド及びタイロープ等

(1) 単年度で使用する場合

$$A=B-(1\text{組当り質量 (kg)} \times \text{スクラップ単価 (円/kg)})$$

A: 1組当り設計計上単価 (円)

B: タイロッド及びタイロープ等の1組当りの単価
(見積価格)

(2) 2ヶ年以上に亘り使用する場合

(イ) 途中年度の設計計上方法

$$A=B \times \frac{\text{当年度使用期間 (月)}}{\text{全体使用期間 (月)}}$$

(ロ) 最終年度の設計計上方法

$$A=(B \times \frac{\text{最終年度の使用期間 (月)}}{\text{全体使用期間 (月)}}) - (1\text{組当り質量 (kg)} \times \text{スクラップ単価 (円/kg)})$$

(注) 転用できる範囲は同一現場で同一規格とする。

(3) Bの見積り価格及びスクラップ単価は、当該年度の価格とする。

第 2 章 河川維持工

- ① 堤防天端補修工
1 堤防天端補修工 Ⅲ-2-1
- ② 堤防天端敷砂利
1 堤防天端の敷砂利について Ⅲ-2-1

① 堤防天端補修工

1. 堤防天端補修工

かき起し、補修材敷均し厚さは5～10cmを標準とする。

② 堤防天端敷砂利

1. 堤防天端の敷砂利について

堤防天端の敷砂利の積算については、下記によるものとする。

施工機種の選定 BF山積0.8m³（平積0.6m³）を標準とする。

材料補正 5%（工事目的物・仮設共）

堤防天端砂利100m²あたり施工歩掛（オプション作成）

材料費	100m ² あたり使用量 (例) t=10cmの場合 $0.1 \times 100\text{m}^2 \times (1+0.05) = 10.5 \text{ m}^3$
土の敷均し（ルーズ）	100m ² 敷均量 (例) t=10cmの場合 $0.1 \times 100\text{m}^2 = 10.0 \text{ m}^3$

第Ⅳ編 道 路

第1章	舗装工		Ⅳ-1-1
第2章	付属施設		Ⅳ-2-1
第3章	道路維持修繕工		Ⅳ-3-1
第5章	トンネル工		Ⅳ-5-1
第6章	道路除雪工		Ⅳ-6-1
第7章	橋梁工		Ⅳ-7-1

第1章 舗装工

① 路盤工	
1 不陸整正	IV-1-1
② 凍上抑制工	
1 適用範囲	IV-1-1
2 使用材料	IV-1-1
③ アスファルト舗装工	
1 路肩舗装	IV-1-2
④ コンクリート舗装工	
1 コンクリート舗装工	IV-1-3

① 路盤工

1 不陸整正

- (1) 供用、未供用、完成年度に関係なく、既に改良工事が完成している道路の舗装工事には、路床面または路盤工の不陸整正を計上するものとする。
- (2) 同一工事の改良舗装工事の場合は、不陸整正を計上しないものとする。
- (3) 供用されている道路は、補充路盤材を計上するものとし、その数量（厚さ）は5mm単位として以下は切捨てる。

② 凍上抑制工

1 適用範囲

本資料は、現場発生材や現場付近に適当な材料が得られず、凍上抑制工としてクラッシャーランを使用する場合に適用する。

2 使用材料

車道

材 料	施 工 区 分
RC-40 or C-40	下層路盤厚に含め同時施工

歩道

材 料	施 工 区 分
RC-40 or C-40	下層路盤厚に含め同時施工

※1. 凍上抑制層の厚さによる区分は、設けないものとする。

- 2. 凍上抑制層の品質管理については、下層路盤工並みとすることを契約図書に明記するものとする。

③ アスファルト舗装工

1 路肩舗装

- (1) 路肩舗装の混合物は、原則として車道と同じ混合物を使用するものとする。
- (2) 混合物の補正係数は、車道に準ずるものとする。
- (3) 路肩の路盤構造が車道並みの場合、混合物の敷き均しは、車道と同じにすると共に、転圧及び密度についても車道並みとする。
- (4) 路肩の路盤構造が車道並み以外の場合、混合物の敷き均しは、車道と同時施工とし、転圧はフィニッシャーを主機械とする組合せ施工（車道と同步掛）とし、密度は歩道舗装に準ずるものとする。

④ コンクリート舗装工

1 コンクリート舗装工

(1) 踏掛版等について

踏掛版及び摺付版の積算は次のとおりとする。

		アスファルト舗装		コンクリート舗装		コンクリート舗装と アスファルト舗装境界
		踏掛版	摺付版	踏掛版	緩衝版	摺付版
舗設	舗設歩掛	人力打設	人力打設	機械舗設	機械舗設	人力舗設
	諸雑費率	(注) 2.	(注) 3.	第 IV 編第 1 章⑤コンクリート舗装工		
コンクリート材料	コンクリート規格	RC-7	RC-7	Cpa-2	Cpa-1	Cpa-2
	コンクリート割増	(注) 2.	(注) 3.	第 IV 編第 1 章⑤コンクリート舗装工		
その他の材料	鉄筋	加工組立	加工組立	加工組立	-	加工組立
	鉄筋網	-	-	-	鉄筋網のみ	-
	石粉	-	-	有り	有り	-
	注入目地材	有り	有り	有り	有り	有り
	支承工及び目地板	有り	-	有り	-	-

- (注) 1. コンクリート舗装舗設歩掛は、第 IV 編第 1 章⑤コンクリート舗装工を適用する。
2. アスファルト舗装の踏掛版の舗装舗設歩掛は、第 IV 編第 1 章⑥踏掛版（施工パッケージ）を適用する。
3. アスファルト舗装の摺付版の舗装舗設歩掛は、第 II 編第 4 章①コンクリート工 無筋・鉄筋構造物人力打設を適用する。なお、摺付版の鉄筋加工組立は、第 VI 編第 2 章①鉄筋工により別途計上する。
4. 緩衝版の鉄筋網の設置は、舗設歩掛に含まれる。
5. アスファルト中間層がある場合は石粉、アスファルト中間層無しの場合はプライムコートを標準とし、使用量及び割増については、第 IV 編第 1 章⑤コンクリート舗装工による。
6. タイバー、チェアー等は、別途必要量材料のみを計上する。

(2) パチ型部におけるコンクリート舗設について

- ① パチ型部のコンクリート舗設については、原則として機械舗設とする。
- ② 舗設歩掛は一般部と同じとする。

第2章 付 属 施 設

① 区画線工	
1 区画線工	…………… IV-2-1

① 区画線工

1. 区画線工

(1) 矢印・文字の15cm換算施工延

種 別	面積 cm ²	幅 15cm 換算 施工実延長 m	種 別	面積 cm ²	幅 15cm 換算 施工実延長 m
	18,288.00	12.19	専	11,250.00	7.50
×	14,219.67	9.47	用	15,750.00	10.50
※ 8	4,773.60	3.18	優	13,755.00	9.17
※ ー	450.00	0.30	先	11,666.87	7.77
※ 2	3,460.80	2.30	7	3,870.00	2.58
※ 0	4,563.00	3.04	ー	600.00	0.40
20	27,749.81	18.49	9	4,677.10	3.11
30	29,014.60	19.34	□	225.00	0.15
40	29,711.00	19.80	3	2,107.00	1.40
50	27,863.94	18.57	0	2,485.50	1.65
※ 60	31,622.70	21.08	1	2,250.00	1.50
低	20,829.25	13.88	対角 2 m	29,959.67	19.97
中	15,150.00	10.10	※対角 4 m	79,348.67	52.89
高	22,650.00	15.10	直径 2 m	35,593.16	23.72
文	7,620.00	5.08	※直径 4 m	97,372.66	64.91
行	8,837.50	5.89	1 m×2 m 大きさ ※2 m×4 m	26,872.00	17.91
止	8,025.00	5.35	※2 m×4 m	74,866.84	49.91
マ	4,589.50	3.06		参考図形	
レ	4,319.00	2.88		2,306.94	1.53
自	9,360.00	6.24	○	21,840.00	14.56
動	11,337.50	7.55	↑ ℓ 5 m	9,375.00	6.25
車	9,400.00	6.26	↘ ℓ 5 m	9,993.60	6.66
●	2,625.00	1.75	⊥ ℓ 5 m	13,371.54	8.91
二	5,600.00	3.73	※ ⊥ ℓ 5 m	14,485.90	9.65
輪	12,427.50	8.29	↑ ℓ 2 m	3,750.00	2.50
を	2,710.00	1.81	◇	24,765.82	16.51
除	10,738.50	7.16	▽	26,567.00	17.71
く	1,295.00	0.86	止	8,400.00	5.60
軽	10,632.25	7.09	ま	10,127.63	6.75
両	11,450.00	7.63	れ	10,896.25	7.26
パ	9,000.00	6.00			
ス	7,907.50	5.27			

注 「種別」は標識令第10条の様式を示す。ただし、※印は「資料」3(4)文字、記号等の寸法図に示されていないものである。

(2) 仮区画線設置

仮区画線の設置にあたっての留意事項

①路面切削後又は施工の切り廻し及び中間層等に設置する仮区画線（溶融式、ペイント式）は、仮設工として直接工事費に計上する。

（この場合、設計図書に設置延長、規格を明示する。）

②一時的交通処理のために生じる簡易な仮区画線（手作業によるローラ塗布、粘着テープ等による任意的施工のもの）は共通仮設費率に含まれる。

（この場合、設計図書に明示しない）

第3章 道路維持修繕工

- ① 路面切削工
 - 1 路面切削工一般 IV-3-1
 - 2 路面切削工 IV-3-1
(段差摺付部を撤去しない場合)
- ② 橋梁補修工
 - 1 床版補強工（鋼板接着工法） IV-3-1
- ③ その他
 - 1 作業車を貸与する場合の経費 IV-3-2
 - 2 オーバーレイ工事における
レベリング IV-3-2

① 路面切削工

1 路面切削工一般

(1) 平均切削深さ (H)

計画にあたっては、極力平均切削厚 3 cm 以下になるようにし、変更設計においては、実態に合わせた数値で積算する。

(2) 全面切削と帯状切削が 1 件となった場合の考え方

面積、単位構成 (H、W) は別々とする。

2 路面切削工 (段差すりつけ部を撤去しない場合)

土木工事標準積算基準書 (道路編 IV-3-①-1 路面切削工) によること。

ただし、表層の舗装厚については、段差すりつけ分を控除した平均厚さで計上すること。

② 橋梁補修工

1 床版補強工 (鋼板接着工法)

(1) 材料費

鋼材の材料費は、「工場製作品単価」によるが、適用にあたり下記事項に留意すること。

1) 鋼板接着用鋼板には、スプライス板の質量も含める。

2) 工場製作品単価は、製作時におけるスクラップ控除を含む。

(2) 鋼板接着工法 (シール材、注入材質量)

シール材、注入材の質量は、設計図書によること。

(3) ゴム伸縮継手用取替用コンクリート

コンクリートの配合設計は、メーカーの配合設計による。

③ その他

1 作業車を貸与する場合の経費

- (1) 運転日及び供用日当り標準運転時間（T及びt）は、歩掛で採用した標準機種と同じ値とする。
- (2) 機械損料及び燃料消費量は、貸与作業車の値とする。
- (3) 貸与作業車と歩掛で採用した標準機種の供用日当り運転時間（t）の違いが±20%以上ある場合は機械損料の補正を行うものとする。
- (4) 標準歩掛のダンプトラックに替えて、作業車を無償貸与する場合、当該機械が附属装置（クレーン、標識等）を備えていても、損料の対象は付属装置の無い機種を計上する。

2 オーバーレイ工事におけるレベリング

- (1) レベリング層について
 - (イ) レベリング層は平均1 cm程度とし舗設前に測量し数値を決定する。
 - (ロ) レベリング層の舗設は原則として表層あるいは基層と同時舗設とするが、わだち掘れの箇所、沈下の著しい箇所等で一層の舗設厚が厚くなる場合にはパッチング又は部分切削を施工したのち舗設するものとする。

第5章 トンネル工

① トンネル工	
1 コンプレッサ	 IV-5-1
2 覆工の防水工	 IV-5-2

① トンネル工

1. コンプレッサ

削岩機の使用台数と標高による空気消費量補正值は次表を標準とする。

掘削使用台数 標高	1	2	3	4	5	6	7
0 ～ 150	1.00	2.00	3.00	4.00	5.00	6.00	6.30
151 ～ 300	1.015	2.03	3.05	4.06	5.08	6.09	6.39
301 ～ 450	1.030	2.06	3.09	4.12	5.15	6.18	6.49
451 ～ 600	1.050	2.10	3.15	4.20	5.25	6.30	6.62
601 ～ 750	1.070	2.14	3.21	4.28	5.35	6.42	6.74
751 ～ 900	1.085	2.17	3.26	4.34	5.43	6.51	6.84
901 ～ 1,050	1.10	2.20	3.30	4.40	5.50	6.60	6.93
1,051 ～ 1,200	1.120	2.24	3.36	4.48	5.60	6.72	7.06

8	9	10	11	12	13	14	15
7.20	8.10	9.00	9.90	10.80	11.70	12.60	13.50
7.31	8.22	9.14	10.05	10.96	11.88	12.79	13.70
7.42	8.34	9.27	10.20	11.12	12.05	12.98	13.91
7.56	8.51	9.45	10.40	11.34	12.29	13.23	14.18
7.70	8.61	9.63	10.59	11.56	12.52	13.48	14.45
7.81	8.79	9.77	10.74	11.72	12.69	13.67	14.65
7.92	8.91	9.90	10.89	11.88	12.87	13.86	14.85
8.06	9.07	10.08	11.09	12.10	13.10	14.11	15.12

[コンプレッサ設備容量計算例]

(条件) 上部半断面先進工法、標高 100m

{	上部半断面	レッグハンマ	7 台	ピックハンマ	2 台
	大背	〃	3 台	〃	1 台
	土平	〃	2 台(片側)	〃	1 台(片側)
()	上部半断面	削岩時	2.8 m ³ /min ×	6.3 台 ×	1.1 = 19.40 m ³ /min (147kw (200PS))
()	上部半断面	搬出時	1.2 〃	2.0 台 ×	1.1 = 2.64 m ³ /min (74kw (100PS))
()	大背	削岩時	2.8 〃	3.0 台 ×	1.1 = 9.24 m ³ /min (74kw (100PS))
()	大背	搬出時	1.2 〃	1.0 台 ×	1.1 = 1.32 m ³ /min (74kw (100PS))
()	土平	削岩時	2.8 〃	2.0 台 ×	1.1 = 6.16 m ³ /min (74kw (100PS))
()	土平	搬出時	1.2 〃	1.0 台 ×	1.1 = 1.32 m ³ /min (74kw (100PS))
()	大背、土平	削岩時	2.8 〃	5.0 台 ×	1.1 = 15.40 m ³ /min (147kw (200PS))
()	大背、土平	搬出時	1.2 〃	2.0 台 ×	1.1 = 2.64 m ³ /min (74kw (100PS))
()	大背削岩、土平搬出時	$((2.8 \text{ m}^3/\text{min} \times 3.0) + (1.2 \times 1.0)) \times 1.1 =$			10.56 m ³ /min (74kw (100PS))

以上の組合せより、上部半断面削岩時19.4m³/minが最大空気所要量となり、積算基準書(全国版)より設備容量を求めれば147kw(200PS)(74kw(100PS) 2台)となる。

なお、コンクリートプレーサーを使用する場合はコンクリートプレーサーの空気消費量についても考慮するものとする。

2. 覆工の防水工

防水シートの規格は、次表を標準とする。

名称	規格
防水シート	防水シート (t=0.8mm) 透水性緩衝材 (t=3mm) 付

第 6 章 道路除雪工

- ① 道路除雪工
 - 1 袋詰薬剤積込（開封・積込・清掃）…………… IV-6-1

① 道路除雪工

1. 袋詰薬剤積込（開封・積込・清掃）

袋詰薬剤積込（開封・積込・清掃）に係る積算方法については、以下によること。

- （１）標準積込（スノー・ステーション等にて天井クレーン又は、中２階からの積込み）作業の場合
土木工事標準積算基準書（道路編）（岩手県県土整備部）のとおりとする。
- （２）標準積込作業により難しい場合
令和元年度土木工事標準積算基準書（道路編）（岩手県県土整備部）Ⅳ-6-①-3の歩掛を準用する。
（普通作業員 0.1 人/ t とする。）
- （３）その他
上記により難しい場合は、所管課と協議すること。

第7章 橋 梁 工

① 鋼橋製作工	
1 鋼橋上部工製作鋼重の とりまとめ方	IV-7-1
2 C T形鋼	IV-7-1
3 側道橋製作費	IV-7-2
4 道路橋検査路	IV-7-2
② 橋梁塗装工	
1 鋼橋塗装（新橋）	IV-7-3
③ 鋼橋架設工	
1 登り栈橋	IV-7-3
④ ポストテンション桁製作工	
1 ポストテンション桁製作工	IV-7-3
⑤ P C 橋架設工	
1 P C 橋架設工	IV-7-3
⑥ 橋梁排水管設置工	
1 橋梁用排水工	IV-7-4
⑦ その他	
1 P C 鋼線及びシーす	IV-7-4
2 斜材付 π 型ラーメン場所打橋	IV-7-4

① 鋼橋製作工

1. 鋼橋上部工製作鋼重のとりまとめ方

鋼重・材片数等のとりまとめは、鋼道路橋数量集計マニュアル（案）に基づき集計するものとする。

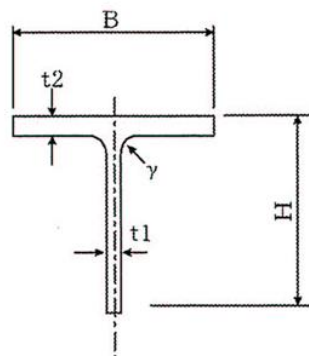
なお、エキストラの積上が必要な場合は、エキストラ対象の鋼重を考慮し、とりまとめる。

2. CT 形鋼

1. 橋梁用CT形鋼のシリーズは下表を基準とする。

CT 形鋼（橋梁用）

標準断面寸法				素材 H 形鋼 (シリーズ)	備考
H×B	t1	t2	γ		
95×152	8	8	8	200	
118×176	8	8	13	250	
119×177	9	9	13	250	
118×178	10	8	13	250	
118×249	8	8	13	250	
142×200	8	8	13	300	
144×204	12	10	13	300	
165×251	10	10	13	350	



2. 橋梁用CT形鋼の単価の算出については下記によるものとする。

単価＝〔橋梁用H形鋼実勢価格〕＋〔規格エキストラ〕＋〔加工エキストラ(CT形鋼エキストラ)〕＋〔サイズエキストラ〕

(注) 月積み契約鉄鋼販売価格は物価資料の平均単価とする。又各エキストラについても同様とする。

・ 計算例 (CT形鋼95×152×8×8の場合)

(橋梁用 H 形鋼)		(SM400A)		(175～250 シリーズ)		(サイズ)	
95,000	+	3,500	+	16,000	+	1,000	= 115,500 円/t
		t ≤ 38mm					

(平成 17 年 8 月の例)

3.側道橋製作費

(1) 製作歩掛

種別	① 工数適用歩掛	高欄工② 工数適用歩掛
主桁にH形鋼を使用する場合	H形鋼橋梁	鋼橋製作費 (単独で発注する場合)
主桁(H形鋼)が横断歩道橋の標準設計のH形と同一又は類似の場合	横断歩道橋製作費	横断歩道橋製作費
主桁に製作桁を使用する場合	鋼橋製作費	鋼橋製作費
主桁は製作桁である横断歩道橋の標準設計のI型C型と同一又は類似の場合	横断歩道橋製作費	横断歩道橋製作費

(注) 床版型枠にスラブプレートを使用する場合は物価資料によるものとする。

4.道路橋検査路

「道路橋検査路設計ガイドライン(案)(平成17年4月)」に基づく検査路の積算は、鋼橋製作工の検査路標準工数に、以下の補正率を乗じるものとする。

		標準工数補正率
検査路	手すり高; 0.75m	0.719
	手すり高; 1.10m	0.711

② 橋梁塗装工

1. 鋼橋塗装（新橋）

鋼橋塗装（新橋）については、鋼道路橋防食便覧（H26.3改訂）によるものとする。

③ 鋼橋架設工

1. 登り栈橋

登り栈橋を計上する趣旨は、作業場所への昇降、資材等の運搬路等として使用されるものであり、足場工が設置されれば両側より足場を利用しての作業場所への移動、資材運搬等は可能であるが、橋長が長い場合において、その中間に搬路等の目的として設置するものである。

従って、水面上及び谷間等において設置不可能なものについては設置しないものとする。

④ ポストテンション桁製作工

1. ポストテンション桁製作工

(1) 桁製作の型枠使用日数

同一橋梁の主桁製作を分割発注する場合（年度をまたぐ場合も含む）の型枠使用回数は分割発注のそれぞれの工事の工期が重複しない限り、1橋全体の製作主桁本数及び全体工期をかん案して決めるものとする。

⑤ PC 橋架設工

1. PC 橋架設工

(1) 架設桁による架設

径間数別アンカー数は下表を標準とする。

（箇所）

径間数	架設機アンカー	引出し用アンカー	合計	摘要
1	8	2	10	5 径間以上 1 径間 増す毎に 2 ヶ所ずつ 加算する。
2	10	2	12	
3	12	2	14	
4	14	2	16	

⑥橋梁排水管設置工

1. 橋梁用排水工

橋梁の排水工（柁、排水管、取付バンド）が単独発注となる場合の積算は次によるものとする。

（1） 製作費

（イ） 排水柁・・・「物価資料等」による。

（ロ） 排水管（排水管、取付バンド）・・・「工場製作品単価」による。

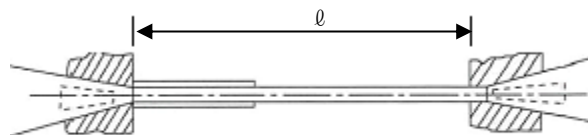
（2） 設置費

IV編第7章橋梁工⑩橋梁排水管設置工による。

⑦その他

1. P C鋼線及びシース

- （1） P C鋼線の設計計上は、碇着具内面間の実延長分（ ℓ ）とし、切断口およびつかみ代等をあわせて第IV編第7章橋梁工⑨P C橋架設工により補正して計上するものとするが、補正分のスクラップ控除はしないものとする。



ℓ ＝鋼線、シース、ケーブル組立、グラウト

2. 斜材付 π 型ラーメン場所打橋

積算に必要な歩掛り日当り作業量等については、別途特別調査等により定めるものとする。

第Ⅶ編 電気通信

第 1 章	総則		Ⅶ-1-1
-------	----	-------	-------

第 1 章 総則

- 国土交通省が公表している電気通信関係積算基準等の最新版を準用するものとする。
ただし、土木工事標準積算基準書（電気通信編）は別途適用通知に則って積算すること。
- 文中の「国土交通省」に関する表記は、「岩手県」と読み替えて使用する。
- 最新版資料は、国土交通省 大臣官房 技術調査課 電気通信室のホームページよりその都度入手すること。
(<http://www.mlit.go.jp/tec/it/denki/densekisankijun.html>)